

『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』

稲 元 格

1. はじめに
2. 中世都市ブレスラウ
3. 自治都市ブレスラウの発展
4. P・ラーバント編『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』(1863年)
5. 『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の構成
6. 『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の個別的な特色
7. 結びにかえて

1. はじめに

筆者は、旧稿において、P. ラーバントが編纂したマグデブルク法に関する2つの法史料、1250—60年頃の『裁判制度の法書 (Das Rechtsbuch von Gerichtsverfassung)』と、1270年頃の『マグデブルクの参審人法 (Das Magdeburger Schöffengericht)』を論じたが、本稿も、同じ様にマグデブルク法史料を紹介し、その内容を検討する⁽¹⁾。ここで取り扱うのは『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法 (Das Magdeburg-Breslauer Systematische Schöffengericht)』(——以下、体系参審人法と略記する。——)と呼ばれる法書である⁽²⁾。

この体系参審人法は、前述の2法史料とは明らかに2つの点において異なっている。

(1) マグデブルク・ザクセン法の法史料

この体系参審人法の編纂場所はマグデブルク市またはその近隣ではなく、マグデブルクから南東へ 300km 程離れたシュレージェン（現在のポーランドのシロンスク）地域のブレスラウ市である。したがって、これは、もはや狭い意味での「マグデブルク法」、すなわち、都市マグデブルクまたはその近隣地域において妥当した法ではない。その内容にも少なからずブレスラウ特有の地域性が認められる。とはいえ、ブレスラウは、13世紀のドイツ人による都市建設以来、マグデブルク法を継受してきたマグデブルク法都市であるから、体系参審人法の中にも多くのマグデブルクの参審人の法判告や法教示が含まれている⁽³⁾。このような、マグデブルク法を基盤とし、そこに地域的な特殊性が加味された法は、マグデブルク法と呼ばれずに、より正確には「マグデブルク・ザクセン法 (Das magdeburg-sächsische Recht)」と呼ばれているようである⁽⁴⁾。

マグデブルク・ザクセン法の主要な——現在でも、容易にその内容に接近することのできる——法源として昔から知られていたのは、14世紀後半に登場する「古クウム法 (der alte Kulm)」(クウム市において編纂)、15世紀への転換期に登場する「マグデブルク法質問 (Magdeburger Fragen)」(トルン市において編纂) 等である⁽⁵⁾。体系参審人法が、これらの法源の直接的な素材に、その編纂時期から見ても、なっていたことはまちがいない。ブレスラウ市自体でも、15世紀末には、同市の有力な商人門閥に属し、参審人・市参事会員を歴任したポップラウ (Kaspar Popplau) (1435 ?—1499) という人物によって「正しき道筋 (der Rechte Weg)」という法書と、その解説書としての Remissorium が編纂されたとされるが、ここにも体系参審人法はその痕跡を留めているのである⁽⁶⁾。

したがって、この体系参審人法は、マグデブルク・ザクセン法を概観しうる最初の包括的な法史料の一つということになる。

(2) 編纂時期としての14世紀後半

この体系参審人法と、筆者が旧稿において論じておいた二つの法史料、『裁判制度の法書』と、1270年頃の『マグデブルクの参審人法』との、もう一つの相違点は、その編纂時期である。中世ブレスラウ法を詳細に論じたゲルリッツ (Th. Goerlitz) によれば、体系参審人法の編纂時期は、1370年頃から1380年頃の間とされる⁽⁷⁾。

13世紀後半と14世紀後半の間には100年という隔たりがあり、しかも1270年から1330年頃の間には、マグデブルクでも、ブレスラウでも、大きな社会・政治的な変動が見られる。

マグデブルクでは、13世紀半ばまで、参審人が、大司教のミニステリアーレンとともに、市参事会の構成員として市の行政に関与していたが、1240年代頃から、中層市民層——いわゆる大組合の代表、具体的には、商人組合、衣服商組合、小売り商組合、毛皮加工業者 (Kürschner)・靴工・製革工 (Gerber) 等の親方⁽⁸⁾——が、次第に市参事会に席を占めるようになり、彼らは豊かな上層市民とともに、参審人やミニステリアーレンを次第に市の行政から排除するようになっていった。1293年の市の大火災の後には、参審人等は市参事会庁舎の部屋からの立ち退きを迫られ、これは同時に、参審人の市の行政からの撤退をも意味することになった。他方、参審人の後ろ楯でもある大司教と市参事会との対立も深刻化し、それは1325年の大司教ブルヒャルト3世 (1307—1325) の殺害にまで立ち至った。ただし、幸いにして、その次の大司教オットー (1327—1361) は市民との妥協を図ったから、1330年頃には、市民たちと大司教との対立は一応終息が図られることとなった。その結果、ブルクグラーフ職は、市民が任命するシュルトハイスに委ねられること、参審人も市民から選抜されること、が取り決められた。また、市参事会自体の構成にも改革が加えられ、市参事会員は毎年の選挙によって選ばれること、五大組合のみならず、中下層の

市民の代表として「普通」組合の代表も、市参事会に席を占めることが定められたのである⁽⁹⁾。

こうして、参審人から構成される参審人委員会は、市参事会よりも実質的に下位に位置づけられることになったのであるが、しかし、裁判におけるその判決活動と、マグデブルク法都市に対するその法教示・法判告活動は維持され、むしろ、法史的に見れば、このような活動はこれ以降本格化し、まさにその名声を高めることにもなった。

このような法判告や法教示は、その送付先の一つであるブレスラウ市においても、次第に蓄積されていった⁽¹⁰⁾。それが、やがて、その編纂作業を必要とさせていくのは必然である。このような編纂の必要性は、ブレスラウ市のみならず、それ以外のマグデブルク法都市でも生じたであろう。本稿で取り上げるブレスラウの体系参審人法は、まさにこの種の編纂物の最初のものであり、これが、同様に参審人委員会の法判告・法教示を受けていた他のマグデブルク法都市における編纂作業の模範となったこともまちがいない。この体系参審人法が「古クルム法 (der alte Kulm)」等の法源においても、その痕跡を見出す理由はここにある。さらに付言すれば、マグデブルク市自体には、不幸なことに、参審人委員会の法判告・法教示はほとんど残されていないから、これらの法史料は、マグデブルク法自体に接近するための法史料の一つでもある。

一方、ブレスラウにおいても、後述するように、1270年頃に市参事会が成立し、1330年頃に、市参事会を頂点とする市民自治の体制が確立する。しかし、その体制はマグデブルクの場合とは異なり、参審人委員会は、おそらく当初から市参事会の下位、すなわち、その組織の枠組みの中に位置づけられたようであり、独自の自立した存在ではありえなかった。つまり、彼らは、マグデブルクの参審人と同様の法的な権威を持ち合わせてはいなかった。彼らもまた、近隣のマグデブルク法都市に対して法判告・法

教示活動を行ったが、しかし、その際に、彼らは最終的な法の正当化をマグデブルクの参審人委員会に求め続けたのである。この体系参審人法には、多くのマグデブルクからの法教示や法判告がそのまま収録されているが、それは、まさに彼らの自立的な権威を獲得できなかったことの証拠であろう。

このような意味において、この体系参審人法の内容の解明もまた（狭義の）マグデブルク法研究に資するところが大きいことは明らかであり、さらに、これが、マグデブルク法都市の、言わば普通法としてのマグデブルク・ザクセン法の研究への道も切り開いてくれることも間違いない。本来ならば、我々は、エーベル（Friedrich Ebel）が行っているような、地道な法史料の収集活動とその言語学的な分析を試みなければならないのであるが、現時点では、それは筆者の研究能力をはるかに越えるものである⁽¹⁾。本稿では、とりあえずエーベルらの研究成果を踏まえながら、ラーバント（Paul Laband）が1863年にベルリンで公刊した同名の文献を利用し、『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の内容を紹介することにしよう⁽²⁾。

註

- (1) 拙稿「中世マグデブルク法における Weichbildrecht と Willkür」（『近畿大学法学』、第49巻第2・3号、平成14年）と同「1270年頃の法史料『マグデブルクの参審人法』について」（『近畿大学法学』、第51巻第1号、平成15年）。
- (2) 体系参審人法と、わざわざ「体系」という文字を参審人法の前に付けているのは、この体系参審人法よりも前に「非体系」的な参審人法という法書があった、という理由に基づく。
- (3) この法史料には、後述するように、ブレスラウ市の市参事会に関する条文やその自治制定法（Willküre）も含まれているから、まず第一義的には、これはブレスラウ市民のための法典であり、編纂当初から、他のマグデブルク法都市においても普遍的に妥当することを予定していたわけではあるまい。
- (4) Friedrich Ebel, Des spreke wy vor eyn recht. . . , Versuch über das Recht der Magdeburger Schöppen, in A. Fijal etc. (hrsg.), Unseren fruntlichen grus zuvor, Deutsches Recht des Mittelalters im mittel- und osteuropä-

- ischen Raum, Köln, 2004, S. 436. Heiner Lück, *Sachsenspiegel und Magdeburger Recht, Europäische Dimensionen zweier mitteldeutscher Rechtsquellen*, Hamburg 1998, S. 41f.
- (5) Christian Karl Leman (hrsg.), *Das alte kulmische Recht*, Berlin 1838, (Neudruck 1969), Jacob Friedrich Behrend (hrsg.), *Die Magdeburger Fragen*, Berlin 1865.
- (6) ポップラウは1454年の夏学期の間、ほんの短い期間ではあるが、クラカウ大学で法学教育を受けたらしい。ただし、エーベルは、ポップラウが *der Rechte Weg* と *Remissorium* の編纂者である蓋然性は極めて高いと述べるに留まり、その断定を避けてはいる。F. Ebel, *der Rechte Weg*, Bd. 1, S. X-X II. 体系参審人法との関連条文について同書の S. XIV. を参照。
- (7) Theodor Goerlitz, *Verfassung, Verwaltung und Recht der Stadt Breslau, Teil I Mittelalter*, S. 121. なお、後述するように、本書は Ludwig Petry による校訂を受けた後、1962年に出版されたものである。
- (8) Helmut Asmus (hrsg.), *Geschichte der Stadt Magdeburg*, Berlin 1975, S. 53f.
- (9) なお、マグデブルクの特殊性として、Altstadt, Neustadt, Sudenburg という地域的な対立もあるが、ここでは言及しない。H. Asmus, a. a. O., S. 54.
- (10) ラーバントは、「裁判制度の法書」に20頁を、「マグデブルクの参審人法」に20頁——ただし、省略部分あり——をそれぞれ頁数として当てていたが、体系参審人法には194頁が当てられており、それ自体が1冊の書を成している。
- (11) 16世紀後半頃のツェアプスト (Zerbst) 市宛のマグデブルク参審人委員会の法教示について詳細に検討した最近の論文として若曾根健治「16世紀中期・後期ウァフェーデの事件とその裁判——ツェアプスト市へのマグデブルク審判人の法意見から——」(『熊本大学法学部 人文社会論集』, 第5号, 2005年9月, 所収) がある。この論文において、氏が使用する審判人という用語は、本稿における参審人と同義である。
- (12) 筆者が実際に利用したのは、1967年に Scientia Verlag Aalen から再版されたものである。

2. 中世都市ブレスラウ

我が国では、中世のブレスラウ市とその周辺地域であるシュレージェンについては余り知られていないようであるから、本論に入る前に、ここで、その歴史を少し概観しておこう。

(1) Th・ゲルリッツ『ブレスラウ市の都市制度, 行政, 法』(1933/62年)

筆者が管見することのできた, 中世ブレスラウ法史を包括的に記述したドイツ語文献は, ゲルリッツ (Theodor Goerlitz) が1933年に執筆した『ブレスラウ市の都市制度, 行政, 法』のみであった⁽¹⁾。第2次世界大戦後の, 中世ブレスラウに関する本格的な研究を目にすることはできなかった。

この研究の手薄さの原因は, 以下のような歴史的に複雑な, かなり微妙な感情も伴う事情に由来するのかもしれない。それは, ブレスラウ (現在はプロツワフ Wrocław と呼ばれる) を含むシュレージェン (シロンスク) 地域の帰属をめぐる歴史的な変遷である。この地域は, 後述するように, おそらく10世紀頃からはポーランドに属していたであろうが, 14世紀半ばからルクセンブルク家のベーメンに, 16世紀にはハプスブルク家のオーストリアに帰属し, 18世紀からはホーエンツォレルン家のプロイセン——広い意味でドイツ——に併合され, 第2次世界大戦後は再びポーランドに帰属するという歴史的変遷をたどってきている。このような変遷を考慮すれば, 戦後ブレスラウに関するドイツ語文献が減少したのも理解できる。そうであれば, さらに非ドイツ語文献, 特に戦後のポーランドにおける研究も概観しなければならないのであるが, 筆者の語学的な能力から現時点ではあきらめざるをえない。ただし, 大雑把な印象を述べると, 非ドイツ語の文献もそれほど多いとは言えないようである⁽²⁾。

本稿では, 上述のような理由から, ゲルリッツの研究に主に依拠するが, しかし彼の経歴 (1885—1949) からすれば, 彼の研究に全面的に依存することにも少なからず躊躇を覚える。なぜなら, 彼は, 1933年に故郷のブレスラウに戻ったきた後, ここで1939年に名誉教授となり, さらに1941年から第2次世界大戦の終了する45年までマゲデブルク市の都市法史研究所の

所長 (Direktion des Instituts zur Erforschung des Magdeburger Stadtrechts) を引き受けていたからである⁽³⁾。周知のごとく、ブレスラウを含む、広くマグデブルク・ザクセン法に関するドイツの主要な研究の多くは、第2次世界大戦前の、特に1930年代に集中している、という事実がある。当時の政治・社会状況を考慮すれば、本書にもその影響があるのではないかと危惧せざるえない。とはいえ、ゲルリッツのこの作品は、1930年代に出版されたものではなく、第2次世界大戦後、ペトリ (Ludwig Petry) によって発見され、これに校閲が加えられた後、1962年に出版されたものであるから⁽⁴⁾、そのブレスラウ都市法史の記述内容の客観性も、ある程度保証されているのではないか、という気はする⁽⁵⁾。

このような事情であるから、我が国において、未だ本格的に論じられてはいない中世都市ブレスラウの法を、現時点で、ゲルリッツの研究に依拠しつつ——ただし、彼らのブレスラウに対する特別な感情にも注意しつつ——記述することも許されるであろう。なお、最近では、我が国でも、東欧史に関する研究が少なからず管見されるようになってきているから、本稿でも、それらを参考にした⁽⁶⁾。

(2) シュレージェン史の中でのブレスラウ市

現在のブレスラウ市はオーダー (オドラ) 河を挟んで左右両岸に拡がっているが、中世都市ブレスラウは、基本的に3つの地理的部分からなっていたようである。それらは、オーダー川の2つの中島、聖堂島 (Domininsel)⁽⁷⁾ と砂島 (Sandinsel)、そして、その左岸 (南側) に位置し、13世紀末に市壁で囲まれることになる地域、の3部分である。最後の地域は、一部オーレ (Ohle) 川を取り込んだ二重の市濠によって囲まれている。その大半は植民してきたドイツ人の建設による市街区域でもある。

前述の2つの中島の存在が、中世初期には、オーダー河の渡河にとって

好都合であったのであろうか、ブレスラウは、古来スラブ地域の重要な交易路のオーダー河渡河地点であった。特に、聖堂島には、発掘調査の結果、8・9世紀にはスラブ人の城砦らしきものがあり、当時既に住民の定住地が存在したことが知られている^⑧。

このブレスラウ地域を含むシュレージェン地方は、その後10世紀後半には、ピアスト家系のミエシコ1世（在位960頃—992）によって併合され、彼は、東西ポモージェ（沿海地方）、マウオポルスカ（クラクフを中心とする地域）とともに今日のポーランドにほぼ匹敵する国家統合にも成功した。彼は神聖ローマ帝国のオットー1世とも親交を持ち、さらにキリスト教にも改宗し、1000年頃には、このミエシコ1世の息子ボレスワフ1世（在位992—1025）によってグニエズノ（Gnesen）大司教区が設置されるに至った。これに伴い、その下部司教区としてブレスラウは司教の居住地となり、この聖堂島に、ボレスワフ1世は城砦を—後のマルティン教会の場所—建設させ、司教とともに居住することになった。まもなく、ここでは大聖堂（Dom）の建設も開始され、1,000人程度の住民からなる都市的な定住地が出来上がっていった。11世紀頃から、さらにオーダー河両岸に貴族の邸宅、農場、商人・手工業者の定住地等からなる集落が広がっていった。12世紀後半には、オーダー川右岸（北岸）にはベネディクト派の聖ヴィンツェンツ（St. Vinzenz）修道院とそれに付属する境内（Atrium）が存在しており、左岸（南岸）には市場定住地が成立していた。

ボレスワフ1世の後の王（後には大公）は、王国を構成する諸公領の自立化と、近隣諸国である神聖ローマ帝国やベーメンとの宗主権をめぐる対立の中で、間もなく安定的な治世を維持することはできなくなっていった。12世紀前半のボレスワフ3世公（在位1103—38）は、5人の息子に王国の事実上の分割統治を命じ、シュレージェンは、1138年、長子のヴワディスワフ2世追放公（大公としての在位1138—46）に委ねられることに

なり、後者の死後、その息子のボレスワフ1世長身公（在位1163—1201）とミエシコ1世弱足公の間で、さらに分割され、ブレスラウを含む主要な地域の大部分は、前者のボレスワフ1世長身公の支配領域に服することになった。さらに、13世紀初めには、シュレージェン公国は、オーダー河上流の上シュレージェン（Oberschlesien）と、下流の下シュレージェン（Niederschlesien）という二つの公国へと正式に分割され、ブレスラウは後者の下シュレージェン公国内に位置していた⁽⁹⁾。なおも1248年には、同公国の世襲に伴う分割によって、部分公領としてブレスラウ、リーグニッツ（Liegnitz）、グログアウ（Glogau）が、1278年にはヤウエル（Jauer）が、1281年にシュヴァイドニッツ（Schweidnitz）がそれぞれ誕生し、この地域での一層細分化が進行した⁽¹⁰⁾。

ブレスラウ市内では、1200年頃、オーダー河左岸に新たな城砦の建築が始まり、この城砦の東側——現在のブレスラウ大学の敷地（Universitätsgelände）——に計画的な都市造りのためであろうか、ドイツ人の植民が始まった。この植民を進めたのは、ポーランドの再統一を目指して国力増強を図ったボレスワフ1世長身公の息子たち、ヘンリク1世髭公（在位1201—38）とヘンリク2世敬虔公（在位1238—41）であった。特にヘンリク1世は、ブレスラウのみならず、国土の改良のためにズデーデン（ステディ）山麓にもドイツ人を積極的に入植させていった⁽¹¹⁾。彼は、ドイツ人植民者に、その都市建設の場合にも、農村での入植の場合と同様に、彼らの故郷での生活条件や慣習の適用を認めた。これが、主に「人身の自由、自由に相続や処分ができる土地用益権、下級の自治裁判権」を含む「マグデブルク市の法」であったとされる⁽¹²⁾。13世紀末までにシュレージェンでは約100の都市が建設されることになった。

ブレスラウの計画的な都市建設は、史料上では、1204年と1226年に *civitas* の文字が、そして1214年にはシュルハイスの文字が散見されることか

ら、それは1210年代に始まったと考えられている。この植民と建設を請け負ったのは、ゲルリッツによれば、ハインリッヒ (Heinrich) という人物であった。彼は、新市場 (Neumarkt) と聖マリア・マグダレーナ (St. Maria Magdalene) 教会の周辺地域における、建設の指揮を執ったとされている⁽⁴³⁾。しかし、この建設は、モンゴル軍の東進と、1241年のリーグニッツ (レグニツァ) の戦いにおけるヘンリク 2 世の戦死によって一時的に中断する。この時、ブレスラウ市は、モンゴル軍の占領を嫌って、自ら火を放ったとされる。モンゴル軍の撤退後、再び建設作業は再開され、特に、南東部分の市域開発がこれに加わり、市場広場 (Großer Ring) と塩広場 (Salzring) そして聖エリザベート教会 (1245年頃) を中核とする、碁盤の目の街路を伴う町並みが出来上がっていった⁽⁴⁴⁾。このような都市内部の整備は1260—70年頃、高さ 6m、厚さ 2.2m の最初の市壁の完成によって完了したようである⁽⁴⁵⁾。この市壁は、モンゴル軍の襲来を契機として、公の指示により、そして移住者の経済的な負担の下に完成されたものである⁽⁴⁶⁾。さらに、その外側に、プラーニッツによれば、1291年に、現在も残存する市濠に沿って、第 2 の市壁が築造された⁽⁴⁷⁾。これら全体が、いわゆる、市参事会が統治する自治都市としてのブレスラウ市となる。

ところで、このブレスラウ市を含むブレスラウ公領は、世襲による分割に影響を受け、1311年以後、主に近隣のノイマルクト (Neumarkt) 市とナムスラウ (Namslau) 市を含む小領となっていった。最後のピアスト家系のヘンリク 4 世公は、次第に近隣のベーメンとの接近を図り、既に1280年頃、神聖ローマ帝国皇帝ルドルフ 1 世 (在位1273—91) との間でレーン関係に入っていたが、彼は、1327年、ルクセンブルク家系のベーメン王ヨーハン (在位1310—46) に、彼の用益権を留保して、ブレスラウ公領を割譲した⁽⁴⁸⁾。

1335年、ヘンリク 4 世が死去してピアスト家系の公家が断絶とすると、

ヨーハンは、ブレスラウ公領の統治のために新たに行政官 (Landeshauptmann) を任命することになった。しかし、この職務を果たしたのは、ブレスラウ近隣の封建領主ではなく、ブレスラウ市参事会であった。これによって、同市参事会は、ベーメン王の力を背景として、シュレージェンの諸侯会議 (Fürstentag) にも議席を占め、ブレスラウ公領のみならずシュレージェン全体に対しても、政治的な影響力を与えることができるようになった。1348年、皇帝カール4世はシュレージェンをベーメン王国に併合し、シュレージェンはポーランドから離れることになった。ブレスラウ市自体も、1387年にハンザに加盟し、最も商業の繁栄した時期を享受することになり、同市はベーメン王国の首都プラハに次ぐ、経済、政治、文化の中心となった。

14・15世紀には、多くのドイツ中世都市において市民闘争が激化したが、ブレスラウも例外ではなかった。1333年には都市門閥に対して毛織物業者が蜂起し、1418年には手工業者が同様に市民蜂起に立ち上がったが、これらは都市門閥による統治体制を揺るがすには至らなかった。1418年の蜂起の際には、7人の市参事会員が殺害される事件も起きたが、これも皇帝ジギスムント (在位1410—37) の介入によって鎮圧され、首謀者の27人は処刑された。

ブレスラウの経済的な繁栄に大きな影を落とすことになるのは、フス戦争 (1420—36) の勃発とその余波、そして、皇帝ジギスムントの死去に伴うルクセンブルク家の断絶による政治的な混乱の中で、それまでの主要な商業路がブレスラウ市から離れていったことである⁹⁹⁾。

なお、ブレスラウがマグデブルク法から離脱したのは、すなわち、マグデブルクがブレスラウのオーベルホーフであることをやめるのは、1547年のベーメン国王フェルディナント1世 (皇帝在位1556—64) の命令に基づき、1548年、ボヘミア、メーレン、シュレージェン、ラウジッツのための

上級裁判所としてプラハに控訴院 (Appelationskammer) が創設されたことによるものである²⁰⁾。

註

- (1) Theodor Goerlitz, *Verfassung, Verwaltung und Recht der Stadt Breslau*, Teil 1 Mittelalter.
- (2) *Lexikon des Mittelalters*, Artemis Verlag の Breslau (2. Teil, 1983, Sp. 610-613.) や *Schlesien* (7. Teil, 1995, Sp. 1481-1484.) の項の非ドイツ語文献の索引を参照。
- (3) 因みに、彼は、ブレスラウに生まれ、1903—07年にブレスラウ大学で法律学を学び、ここで法学博士の学位も取得した。1912年から市行政官として勤務し、さらにトルン市、アルトナ市でも同様の経験を積んだ後、オルデンプルク市の上級市長を1921年から1932年まで務めた。第2次世界大戦後、1947年までアムト裁判所裁判官、その後ハレ大学の名誉教授となった。ただし、これは Web. からの間接引用である。Theodor Goerlitz, in Wikipedia, die freie Enzyklopädie.
- (4) 本書は、シュレージェン歴史協会 (die Historischen Kommission für Schlesien) の委任に基づいて、ペトリによって編纂され、1962年にヴュルツブルク市において出版されたものである。
- (5) L. Petry, a. a. O., Vorwort. L・ペトリ (1908—1991) 自身は、ダルムシュタット市に生まれ、フライブルク、ミュンヘン、ギーセン大学で歴史学を学んだ後、1930年からブレスラウ大学に移り、オーバン (Hermann Aubin) の下で、*Die Popplau, Eine Breslauer Kaufmannsfamilie des 15. und 16. Jahrhunderts.* という論文によって、おそらく1932年頃、博士号を取得した。ゲルリッツは1934年に同大学に着任するから、ペトリが——彼自身はそれについて何も述べていないが——彼と知り合った可能性もある。1937年、ペトリは、*Breslau und seine Oberherren aus dem Habsburg. Ein Beitrag zur politischen Geschichte des Stadt Breslau.* という大学教授資格論文を提出し、その後、ブレスラウ大学でシュレージェン史についての講師職を得たが、1940年には兵役に赴いた。第2次世界大戦後、1950年、マインツ大学の歴史学の員外教授に職を得、1954年から同正教授となり、1973年に退官した。戦後の彼の研究は、主にシュレージェン史と中部ライン史に捧げられている。ただし、以上は Web. からの間接引用である。Biographisch-Bibliographisches Kirchenlexikon, Bd. XVI, Sp. 1218-1228, 1999. ただし、以上の記述からも分かるように、ペトリ自身もまた、まさに20歳代から30歳代を、1930年代後半のブレスラウで過ごしている。彼が、歴史の大きな流れに翻弄されることなく、ブレスラウ史研究に没頭することができたのか、判然とはしない。

- (6) ただし、中世ブレスラウについて詳細に論じた邦文の研究を筆者は本稿作成の時点で発見することはできなかった。このことはドイツ語文献にも当てはまる。そのため、本稿作成の時点では、市域等の詳細な位置関係を始めとして、少なからず曖昧な部分も残さざるをえなかった。この問題は、今後の研究の課題としたい。
- (7) 聖堂島は、現在は、北側の右岸地域と地続きとなっており、もはや中島ではない。
- (8) R. Köhler, Breslau, in Lexikon des Mittelalters 2. Teil, Sp. 610. G. Köbler, Historisches Lexikon der deutschen Länder, S. 76. 砂島 (Sandinsel) にも2つの教会施設が存在し、ここにもドイツ人の定住地が成立するが、それらは、ブレスラウ市政の展開にとってそれほど重要ではなかったようである。Th. Goerlitz, Verfassung, Verwaltung und Recht der Stadt Breslau, S. 6. 本稿では砂島については特に言及しない。
- (9) 伊東孝之他編『ポーランド・ウクライナ・バルト史』, 山川出版社 1989年, 43—52頁。
- (10) G. Köbler a. a. O., S. 491. Schlesien の項を参照。
- (11) 伊東孝之他編, 前掲書, 56頁。ドイツ人の入植については、彼の妻 Hedewig の影響もあったとされる。Gerhard Taddey (hrsg.), Lexikon der Deutschen Geschichte, Stuttgart 1983, S. 528. Heinrich 1. の項を参照。
- (12) 伊東孝之他編, 前掲書, 56—58頁。
- (13) Breslau, in Lexikon des Mittelalters, 2. Teil, Sp. 612, Th. Goerlitz, a. a. O., S. 5-7. なお、ヘンリク1世公からハインリッヒには、建設のための特許状が授与されたと思われるが、その史料は残されていない。
- (14) この広場 (Ring) という独特の用語は、14世紀半ば頃から使用され始めたらしい。それ以前は市場 (Markt) という用語が使われていたとされる。
- (15) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 7.
- (16) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 14.
- (17) Hans Planitz, Die Stadt im Mittelalter, 1975, S. 178. これらの地域は旧市 (Alte Stadt) と呼ばれ、その東側に、川をはさんで小集落があった。ここは新市 (Neue Stadt) と呼ばれていたようである。両地域の法的な統合は1327年のヘンリク4世公の特許状による。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 25.
- (18) 因みに、ヨーハン王の長男が、神聖ローマ帝国皇帝のカール4世 (在位1346—78) である。
- (19) Breslau, in Lexikon des Mittelalters 2. Teil, Sp. 613.
- (20) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 92.

3. 自治都市ブレスラウの発展

上述のように、1200年頃、ブレスラウ公の城砦が聖堂島 (Dominsel) を離れることによって、この中島部分は司教のみの支配区域となった。この支配関係は近代に入るまで変化することはなかった。一方、オーダー河左岸に完成した公の城砦は1311年には放棄され⁽¹⁾、こちら側は、教会地域を除いて、基本的に市参事会が統治する自治都市へと発展していった。つまり、ブレスラウ市の都市君主は、ブレスラウ司教ではなく、少なくとも1248年以降は、世俗の領邦君主であるブレスラウ公であった。そして、1335年以降は、ルクセンブルク家のベーメン王 (場合によっては神聖ローマ皇帝) がそうであった。

そもそも都市建設に際して、大抵の建設都市においてそうであったように、そして東欧でも一般にそうであったが、定住者には、一定の土地が、所有権 (Eigentum) ではなく、世襲借地権 (Erbleihe) によって付与された。これは、都市君主であるブレスラウ公への地代の支払い義務が課せられてはいるが、実質的には、その土地所有者に当該土地の自由な処分を許すものであった。さらに、この世襲借地料の收取権も、遅くとも1301年までには市参事会が獲得し、それは土地税等の公的負担と変わらぬものとなり⁽²⁾、市民は、実質的に、自らの土地に対する自由な所有権と同様のものを得ることになった。

また、市民を含め、すべての都市住民は、原則として自由民とされ、ブレスラウ公等の封建領主との間での身分的な隷属関係に入ることはなかった。これもまたドイツ人の植民を促すものではあった。ただし、これは、市民権がすべての都市住民に付与されたということの意味した訳ではなかった。聖職者、騎士、ユダヤ人は言うまでもなく、職人のような下層民

にも市民的な権利は与えられなかった。市民権取得には、当初は、市内での不動産取得が、後には、例えば14世紀半ばまでは、少なくとも武具を有すること、またはその装備のための資金を調達できること、が求められたのである⁽³⁾。

① 世襲フォークト職 (Erbvogtei)

ブレスラウの建設に動員されたドイツ人の多くが、このような物的・人的な好条件を享受したことは間違いないが、その建設を請け負い、実際に植民者を連れて来た建設企業者 (Unternehmer) には、封建的な支配権を含めた特権が付与された。13世紀前半のブレスラウ建設を請け負ったのは、ゲルリッツによれば、ハインリッヒ (Heinrich der älteste) と呼ばれる人物であったが、彼は、この建設に際して、都市君主であるシュレーゲン公——おそらくヘンリク1世公——から、旧市内での世襲フォークト職を得た。これは、旧市内における上級・下級裁判権であった。具体的には、市裁判 (Stadtgericht) での司会役、つまり裁判の開催を司る権限であった。この職務は同時に一定の裁判収入をも保証した。すなわち、裁判収入の1/3は彼の収入とされ、残りの2/3は都市君主であるシュレーゲン公に帰属した。彼はまた完全市民からなる市民集会の議長職も務めた。その他に、物的な特権として、市壁近くに小城 (grodek) と、それに付属する施設、その他水車小屋の領有が彼には認められていた⁽⁴⁾。

この世襲フォークト職は、マグデブルク市のシュルトハイス職に匹敵する職務と見なすことができる。なぜなら、ゲルリッツによれば、1254年には世襲フォークトを含め12人の参審人がいたとされるからである。なお、マグデブルクのブルクグラフに匹敵するのは、ここではラントフォークト (Landvogt) であり、彼は年3回の定期裁判集会を開催した⁽⁵⁾。

世襲フォークト職は、1267年に上述のハインリッヒが死去すると、同じ

名前のハインリッヒ弟 (Heinrich der Jüngere) に委ねられたが、間もなく市参事会と市民は、このハインリッヒ弟が権限を濫用しているとヘンリク 4 世公に訴え、彼の権限を縮減しようとするようになった⁽⁶⁾。既に1286年には、その職務は市民の一門閥へと移され、最終的に1324年には、市参事会がその職務が買い取った。都市君主のヘンリク 4 世＝ブレスラウ公も、特許状によって、市参事会がフォークトを任命する権限を有することを認めるに至った⁽⁷⁾。同年、市参事会は裁判人を自ら任命し、後者が参審人とともに市裁判を開催するようになった。なお、旧市内の裁判収入の2/3も、公から、ラントフォークトへ、そして Landeshauptmann と呼ばれる行政官へとその納付先を変化させた。これは、後述のように、裁判権が都市君主側から市参事会へと移ったことを意味した⁽⁸⁾。

なぜなら、ラントフォークト職も、世襲フォークト職と同様の運命をたどったからである。1334年、国王ヨーハンはラントフォークト職を門閥の Gisko de Wid (または de Reste) に借款の担保として提供し、1337年には、ブレスラウ市をラントフォークトの裁判から解放した。ラントフォークト職は、1349年に、アウフラッスングにより、Gisko の家系の門閥へ最終的に帰属し、これも市民の側に移ることになったからである⁽⁹⁾。Landeshauptmann については後述する。

② 市参事会 (Rat)

世襲フォークト職を1324年に獲得する市参事会はいつ頃成立したのであろうか。ゲルリッツによれば、1261年、ヘンリク 3 世＝ブレスラウ公 (在位1248—66) とブレスラウ市民は、マグデブルクの参審人と市参事会員から、都市統治に関する法教示を受け、これに基づいて1266年頃までにブレスラウ市参事会が成立したとする⁽¹⁰⁾。では、なぜブレスラウ市民はマグデブルクに法教示を求めたのか。ゲルリッツは、1261年頃、シュレージェン

が、カシテラン (Kastellan) と呼ばれる城代によって支配されるポーランド法の地域と、植民者が主に享受していたドイツ法の地域の二法領域に分割されたことが、マグデブルクに法教示を求めることに繋がったとする⁽¹⁾。しかし、筆者は、この法教示は、ブレスラウ公領全体というよりも、ブレスラウ市内の政治状況と係わっていたと思う。前述のように、1260—70年の時期に、市民の負担によって最初の市壁が完成した。そもそも、ブレスラウの建設の際にも、市民にはかなりの自治を許容されていたはずである。さらに市壁の建設までもが彼らの負担であったとすれば、市民が市参事会のような自治機関の創設を求めたとしても不思議ではない。これが、マグデブルクへの市参事会制度についての問い合わせに繋がったのではなかろうか。この法教示の冒頭部分の第1条から第6条には、マグデブルクの市参事会の構成とその権限が規定されており、これに基づいてマグデブルクと同様の市参事会制度がブレスラウでも導入されたことは間違いない⁽²⁾。したがって、筆者は、ブレスラウ公にとっても市民にとっても、ドイツ法とポーランド法の区分が問題だったのではなく、都市の建設を担った市民たちの自治機関をどのようにするのが、問題だったのであり、これが彼らにマグデブルクへ法教示を懇願させることになったと考える⁽³⁾。

市参事会員の選挙について、上述の1261年の法教示の第1条は「彼らは市参事会員を1年間について選挙する (sie kuren rätman zu eime iare)」と規定するだけで、誰が市参事会員を選挙するか、特定していない。「彼ら」は、文脈からすれば、おそらく市民となるであろうが、ゲルリッツは、古い市参事会員、すなわち、引退する市参事会員が、新しい市参事会員を毎年選挙したと述べている⁽⁴⁾。この限りで、ここでも市参事会員の自己補充制度が貫徹したということになる⁽⁵⁾。しかし、市参事会員の被選挙資格としては、市民権のみが要件としてあげられ、必ずしも不動産所有が規定されていなかったから、手工業者や小商人も市参事会員に選ばれる余地が

あったとされる。市参事会員職は名誉職であり、本来的には無報酬であったが、15世紀以降は、市参事会の役職についた市参事会員には、例えば行政官（Landeshauptmann）の場合には年30マルク、一定の報酬が支払われたようである⁽⁶⁶⁾。

マグデブルクとは異なり、ここでは特権的な参審人層が存在しなかったから、商人門閥からなる市参事会は、市政における権力の集中を急速に押し進めることができたようである。市参事会庁舎は、1260年頃、市場広場の中央に、本来的には倉庫・商館（Lager- und Kaufhalle）として建設されていたらしいが、間もなく、この建物の地下室で市民集会も開催されるようになっており、1330年代に入ると、市民集会そのものも廃止されるようになった⁽⁶⁷⁾。

自治制定法（Willkür）は、市民集会ではなく、誓約人（iurator）と長老（senior）の助言または同意を得て、市参事会員が発するようになっていく。前者の誓約人とは、手工業組合の長たちであり、彼らは、本来市参事会による任命ではあったが、1324年から個々の組合の構成員による選挙によって選ばれるようになり、1420年以降、再び市参事会による任命制に復帰した。市参事会は、自治制定法が手工業者組合と関係する場合には、彼らの出席を求めたが、しかしそれは市参事会の裁量によるものであった。後者の長老とは、市参事会員または参審人を務めた者であり、いずれにせよ、有力な商人門閥に属した者であった。1292年には4人の名前が挙がっている。ただし、ゲルリッツは、後述するように、14世紀半ばからは、行政官（Landeshauptmann）を務める第一市参事会員が長老と呼ばれたとも述べている。第一市参事会員と、ここで言う長老が、同様の身分の者であるのかははっきりしない。少なくとも長老が有力な市参事会員であったことはまちがいない。さらに1390年代からは、審議に参審人も加わったとされる⁽⁶⁸⁾。

大半の市参事会員が市内の有力な門閥から選ばれていたことは、他のドイツ中世都市と基本に変わるところはないが、しかし、ブレスラウでは、門閥以外の市民層を市参事会から排除するというほどの閉鎖性が支配した訳ではなかったようである。後述するように、かなり同質性の高かった市参事会員と参審人は、1288年には、手工業者の代表を、参審人委員会の一員として受け入れるようになり、1296年には、手工業者の代表は市参事会の中にも入ってきた。ただし、その人数は決して多くはなく、1296年には8人の市参事会員の中に1人の手工業者がいたにすぎなかった。その後も、市参事会員の総数は、14世紀中は——1314年から1319年までの6人を除いて——10人前後であり、手工業者の代表はその中の1人ないし2名程度を占めるにすぎなかった⁽⁹⁾。

このような手工業者の市参事会への部分的な参加を、ゲルリッツも、何らかの民主化運動の成果の一つとは考えてはいないようである。直接的な言及は行われていないが、その理由は、手工業者層の上層部分が政治的に上昇し、さらに市参事会へと接近する一方で、この上層部分を、市参事会を構成する商人門閥が上から取り込んでいったこと、に求められるようである⁽¹⁰⁾。

市長職は13世紀中には登場しない。ゲルリッツによれば、市長が初めて言及されたのは1333年頃の書面においてである。これは、世襲フォークト職を市参事会が獲得したことと関連するとされる⁽¹¹⁾。その理由は明白ではないが、興味深いのは、ブレスラウでは、市長職が必ずしも、通常理解されているような重要な役職ではなかったことである。すなわち、市長職は特定の有力な市参事会員に固定されたのではなく、6週間から7週間間隔の交代制の職務であり、したがって、手工業者出身の市参事会員も市長職に就くことができたことである。そして、その主たる任務も、市参事会の議長ではなく、主に市長の公印の保管であった。

市長職よりも重要な位置を占めたのは、第1市参事会員（der erste Ratmann）であった。なぜなら、この職務には門閥出身者が就任し、その者は、市参事会の議長も務めただけではなく、14世紀には、神聖ローマ皇帝カール4世が市参事会に授与した行政官（Landeshauptmann）職も務めるようになり、さらに1360年代からは市裁判の裁判長も務めるようになったからである。第1市参事会員は、1422年以降、市参事会記録簿（Ratskatalog）によれば、長老（Senior）または市参事会長老とも呼ばれた。この長老がその職務を果たせない場合は、次順位の第2市参事会員がその職務を代行した。したがって、前述の市長は、言わば、第1市参事会員または長老の陪席者にすぎなかったのである²³。

③ 市書記（Stadtschreiber, notarius）

統治機構としての市参事会は市参事会員からのみ構成されていた訳ではない。市参事会員——参審人を含む——は、無論、市参事会の議事に参加するだけでなく、行政官的な役職を、単独で、または委員会の一員として担当した。さらに官庁としての市参事会の役職ではあるものの、市参事会員ではなく、官僚とも言うべき役人によって担われた役職も存在した。その中で、マグデブルク・ザクセン法を考えるうえで重要な役職であったのが市書記職である。

ゲルリッツによれば、1287年に、ヴィルヘルム（Wilhelm：1287—1299）という名前の、聖職者ではない俗人の市書記が初めて登場する²⁴。彼は、この年から記録が開始された市参事会記録簿の設置にも携わったとされる。ヴィルヘルムの後、1300年に、市書記は2名に増員され、その一人、得業士（Magister）のペーター（Peter）は、書記長（Protonotar）または第一市書記の称号を得た。彼は、さらに Henricus Pauper と呼ばれる都市帳簿（Stadtbuch）の設置にも係わったとされる²⁵。15世紀末には、市書

記は、3人にまで増員されている。

1370年代から、市書記は正規の公証人も務めており、彼らは既に教会法とローマ法にも通じていたようである。上述の市書記ペーターも、得業士という肩書から分かるように、一定の法学識を有する者であったと考えられる⁶⁹⁾。

以上のように、市書記の職務が、主に市参事会における法律行為を都市帳簿類に記載することではあったとしても、その記録化の際に、彼らのローマ法・教会法的な法知識が活かされることはなかったのであろうか。本稿が論じる、14世紀後半の体系参審人法の編纂の際に、彼らの法学識が活かされることはなかったのであろうか。これまでの研究によれば、その回答は否定的である。例えば、ゲルリッツは、体系参審人法には、ローマ法・教会法の影響は見られないのは⁷⁰⁾、体系参審人法の編纂時の二人の市書記、得業士ザイドウ (Magister Erasmus Saydow) とリンケ (Paul Linke)、の内の、後者の年少のリンケがその編纂に携わったから、ではないかと推測している⁷¹⁾。

④ 参審人委員会 (Schöffenkollegium)

参審人も、ゲルリッツによれば、市参事会員と同様、毎年、退職する市参事会員によって選ばれていた。マグデブルクのような参審人の自己補充制はここにはない。言わば、彼らは、市参事会を頂点とする立法・行政・司法の統治機構に組み込まれた一(司法)機関という印象を与える。マグデブルクの参審人委員会と市参事会の関係を、筆者は「分離型」と名付けたことがあったが、ブレスラウ市は、マグデブルク法都市であるにもかかわらず、むしろ「融合型」に属するか、そもそも特権的な参審人層が存在しなかったとすれば、すなわち、都市統治を担っていた参審人から権力を奪う形で市参事会が成立することがなかったとすれば、参審人が存在せず

市参事会に権力が集中していたリュubeckに近い型ということにもなるのであろうか。それゆえ、ここでは参審人と市参事会員の区別が少ない分、既に市参事会員について述べたことが参審人にも妥当する。彼らは市参事会の議事にも部分的に参加し、さらに行政的な任務も引き受けていた²⁸⁾。

参審人委員会は、14世紀の法書によれば、9人の市民的な門閥と2人の手工業者から構成されていた。彼らの主たる任務は、市裁判(Stadtgericht)でのマグデブルク・ザクセン法の適用であった²⁹⁾。市裁判は、前述のように、本来は世襲フォークトが開催する裁判であったから、マグデブルクにおけるシュルトハイスの開催する裁判所、所謂、参審人裁判所(Schöffengericht)と同じであった。マグデブルクの場合でもそうであったが、ここでも、この法廷に11人の参審人全員が常時出席していたのか、それとも数人の出席によって開催可能であったのか、はっきりとはしない。しかし、裁判開催の冒頭の、開式についてのフォークトと参審人との間での儀式的な判決質問と回答は、5人の参審人の回答を予定しているから、少なくとも、この裁判の開催のためには5人の参審人の出席が必要とされたと言える。

この市裁判は、ブレスラウの旧市と新市において別個に開催されていた。旧市では、市参事会庁舎の東側の入り口ホールで、2週間間隔の金曜日毎に、新市では2週間間隔の月曜日毎に開催された。1407年の自治制定法によれば、市裁判は大裁判集会(Großding)と小裁判集会(Kleinding)に区分されていた。16世紀の参審人記録簿(Schöffenprotokollbuche)によれば、前者の大裁判集会は、本来の市裁判であり、後者は、追加的な、軽微な訴訟を扱う裁判集会であった³⁰⁾。

上述のように、市裁判の開式をめぐるフォークトと参審人との間での儀式的な判決質問・回答は、5人の参審人による判決回答というブレスラウ

独自の方法を付加してはいたが、しかし原則的には、ザクセンシュピーゲルに見られる伝統的な開式方式と大差はなく⁶⁰⁾、市裁判はドイツ中世の伝統的な裁判と同様であった。ここでも裁判は原則として公開であった。

しかし、審理の進め方には、マグデブルクの参審人たちが維持したような自主・自立的な審理をここで読み取ることはできない。ゲルリッツは、15世紀前半の具体例を根拠として挙げているから、それが本来的にそうであったのか明らかではないが、それによれば、参審人委員会は法律問題について結論を見出せない場合、2人の参審人を使者として市参事会に送り、法の教示を求めたというのである⁶¹⁾。マグデブルク市参事会が法律問題についてマグデブルクの参審人委員会に、しばしばその問い合わせを行ったのとは逆である。そもそも、この裁判を主宰する裁判人も世襲フォークトであり、この職務も最終的に1324年に市参事会の役職と化していたのである。さらに、ブレスラウの参審人職の成立が、市参事会と同様に1260年代よりも前にそれほど遡らないとしたら、この裁判もまた、本来的に市参事会に属する司法機関であったとしても不思議ではない。

ここから、なぜマグデブルク宛の法教示の懇願が、参審人委員会からではなく、ブレスラウ市参事会から行われたのかも理解できる。すなわち、後者の市参事会員らが参審人の質問に適切な回答を行うことができない場合に、市参事会員は、さらにマグデブルクの参審人委員会へ法の教示を求めたのである。その書面には、当該事案の事実関係と、市裁判での審理経過が記載され、ブレスラウ市参事会の封印が付けられたのである。マグデブルクの参審人委員会は、送付されてきた書面に、彼らの判決を書き込み、それをブレスラウの参審人委員会へと返送した。因みに、この法判告は、判決を懇願する娘都市の参審人委員会に対するマグデブルクの参審人委員会からの判決提案であって、判決そのものではない。つまりマグデブルクの参審人委員会はブレスラウの控訴審ではなかったのである⁶²⁾。

ブレスラウの市裁判が管轄するのは、自治制定法とは関係のない、従来の民事・刑事事件である。その裁判帳簿はなお紛失したままであって、ゲルリッツも、刑事事件について幾分詳細に論じるのみで、民事事件については、死手の証明の緩和等を除いて、ほとんど言及していない。

刑事事件については、死刑と身体刑に関する事件を市裁判が管轄し、それ以下の軽罪である Frevel または excessus については市参事会が管轄した。さらに、追放刑 (Verfestung) は市裁判において下されたが、その執行には市参事会が責任を負い、追放者の記録簿である追放帳簿 (Verfestungsbuch) もまた市参事会が管理した⁶⁴⁾。

ところで、14世紀頃から「ラントに有害な人物」への訴追と刑罰の手続きが始まるとされるが、ブレスラウでも、この権限は、1342年、国王ヨージョハンによって市参事会に正式に承認された。この権限は、15世紀に、市参事会がその他の犯罪についての訴追と刑罰権を拡大するのに役立つことになった⁶⁵⁾。容疑者は、市参事会庁舎において2人の参審人の立ち会いの下に審問に付され、その審問結果に基づいて、市参事会員と参審人が合同会議において票決により判決を決定し、そして市裁判においてその判決が宣告されるという形式に変わっていった。この方式は、我々には、リューベック市参事会における刑事訴訟を思い出させる。

このように、ブレスラウの市裁判は、外観的には、マグデブルクのシュルトハイスの裁判を導入してはいたが、次第に、その裁判権は市参事会によって吸収されていったのである。

これは、その他の民事手続き、例えば、不動産に関する手続きにも見てとれる。不動産の贈与・質入れ・売却と関わる事項は市裁判で行われ、不動産の移転と関係するアウフラッシングも、本来的に、ここで行われなければならなかった。しかし、ゲルリッツは、現実には、市参事会が世襲フォークト職を獲得した後の1350年頃からは、市参事会においてもアウフ

ラッシングが行われるようになったと言う。なぜなら、ブレスラウの参審人委員会は、独自の帳簿を管理せず、アウフラッシングについても、これに関する書面を発行するにとどまり、その帳簿の管理も市参事会は行っていたからである。したがって、後者の都市帳簿への登記行為が次第に従来のアウフラッシングに代わる効力を持つようになるのは必然である。14世紀中は、自治制定法 (Statut) により、繰り返し市裁判でのアウフラッシングが命じられるものの、15世紀半ば頃から、市参事会におけるアウフラッシングの慣行が、市裁判でのアウフラッシングを上回るようになるのである⁸⁰。なお、参審人委員会も、独自の帳簿を有していたが、これは参審人によって振り出された書面を綴じただけのものであった。

最後に、参審人委員会のオーベルホーフ機能についても少し触れておこう。東欧には、ブレスラウを含めて多くのマグデブルク・ザクセン法都市が存在し、それらは最終的にはマグデブルクの参審人委員会をオーベルホーフとしていたが、ブレスラウの参審人委員会も、これらの都市に対してオーベルホーフとしての機能を果たすことがあった。ゲルリッツによれば、13世紀後半には未だマグデブルクの参審人委員会がオーベルホーフとして機能してはいなかったから、なおさらそうであった⁸¹。ブレスラウからの最初の法教示は、1280年、グログウ (Glogau) 市に対して行われた。また、ブレスラウは、法教示や法判告を必要とする都市の仲介役として、マグデブルクの参審人委員会に問い合わせを行うこともあった。このようにして、ブレスラウの娘法都市の数は、14世紀後半までに、ブレスラウ公領を中心として、増加していった⁸²。

オーベルホーフ活動としてのブレスラウ参審人委員会での審議では、その参審人長老が議事進行役を務め、ここには市フォークトは関与することはなかったが、1360年のゴールドベルク (Goldberg) 市宛の法教示からは、この審議への市参事会員の共働も知られている。この事実からも、ブレス

ラウ市参事会が、法律問題に関する最終決定権を有していたのではないかという推測を許すのである⁶⁹。

⑤ ラントフォークトと Landeshauptmann

これらの職務については「世襲フォークト」の項においても少し言及しておいたから、ここでは簡略にまとめるだけに留めよう。

世襲フォークト職を始めとする都市君主の役職は、ブレスラウの市民自治の発展に伴って、市参事会や有力な市民の側に帰属していった。世襲フォークト職は、1324年に市参事会に帰属した。同様に、マグデブルク市のブルクグラーフ職に匹敵するラントフォークト職も、1334年、ブレスラウ市を含むブレスラウ公領がベーメン王国に帰属するととともに、市民の側に帰した。その代わり、ベーメン国王ヨーハンは、ラントフォークトに代えて、新たに、この公領の統治のために、Landeshauptmann と呼ばれる行政官職を設けたが、この職務を実際に引き受けたのはブレスラウ市参事会であった。

以上のように、ブレスラウ市は、その都市君主の支配を常に受け続けていたのであるが、その支配を担う官職を自ら獲得することによって、市参事会は自らの自治権を確保したのである。

ここまでのブレスラウの自治都市への発展の概観によって、我々は、1260年代頃から開始した市民自治の発展が、1330年代に、実質的に商人門閥が支配する市参事会の登場によってほぼ完成に至ったのではないか、という印象を受ける。それは、マグデブルクとは異なり、市内における権力装置である行政・立法・司法がすべて市参事会に集中するという、リューベック市のような建設都市の様相を示していることである。ただし、リューベックとは異なり、市参事会を実質的に支配する商人門閥は手工業

者を排除してはいないが、他方で、有力な市参事会員と都市君主との結びつきの強さも十分に感じられる。ゲルリッツがそれを意識的に言及していたのか判然とはしないが、ブレスラウ市参事会の権限の集中化と、それを承認する国王（皇帝）の特許状が——本稿では、具体的に言及することができなかったが——常に随伴しつつ登場しているのは興味深い。すなわち、市参事会、特に有力な市参事会員は、その支配の正当化として、都市君主の特許状を頻繁に利用していた、ということである。おそらく、これは、対外的に、近隣の封建領主に対するブレスラウ市参事会の威信を確保するためではなかったであろう。上述のごとく、市参事会にも参審人委員会にも手工業者の代表は参加しており、これらの統治機関を有力な上層市民が掌握することはできても、彼らがそれらの議席を独占することはできなかったからである。このような、市内の権力状況下で、上層市民による門閥支配が貫徹されるためには、都市君主の役職を手放さず、都市君主との結びつきを維持し、その後ろ楯を確保し続けることが必要だったのではなかろうか。1418年の手工業者の蜂起に対する皇帝ジギスムントの介入と弾圧は、そのことを窺わせる。封建社会における市民自治の特徴がよく現れているように思われる。

註

- (1) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 3.
- (2) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 9.
- (3) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 16.
- (4) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 15-16. 世襲フォークト職については、体系参審人法では第2篇第2部第4条、第27条、第30条、第72条に規定されている。さらに、第77条では世襲裁判人（Erbrichter）が登場するが、これも世襲フォークトであるとされる。いずれの条文も、裁判の際の世襲フォークトの職務に係わるものである。
- (5) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 15 und S. 33.
- (6) 体系参審人法第2篇第2部第24条には、世襲フォークト職の相続をめぐる訴訟について、マグデブルクの参審人委員会が回答した法判告が収録されてい

- る。これはエーベルによれば、1322年12月8日に回答されたとされる。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 31. F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2. die Rechtsmitteilungen und Rechtssprüche für Breslau, Teil 1 : Die Quellen von 1261 bis 1452, Köln 1989, S. 22.
- (7) 新市の世襲フォークト職も、1329年には、ブレスラウ市参事会に売却された。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 30-31.
- (8) 新市の裁判収入は、市参事会のみにも帰属した。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 32.
- (9) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 33.
- (10) 1261年の法教示については、P. Laband, Magdeburger Rechtsquellen, S. 14-23. F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd.2., S. 1-16. ブレスラウ市参事会の成立について Th. Goerlitz, a. a. O., S. 16. u. 34.
- (11) 筆者には、ゲルリッツは、この2分割と、13世紀初頭の上下シュレーゼン公国の成立とを混同している、ように思われる。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 19.
- (12) 第1条は市参事会員の選挙、第2条は市参事会の市場裁判権、第3条は市民集会についての市参事会の開催権、第4条は市民集会への市民の出席義務、第5条と第6条は市場における市場法違反事件の市参事会の裁判権、を規定している。P. Laband, a. a. O., S. 14-15. F. Ebel, a. a. O., S. 1-2.
- (13) ところで、この法教示の第1条では、既に旧稿でも指摘しておいたように、参審人について一切規定されていないが、1270年頃にマグデブルクにおいて作成された『マグデブルクの参審人法』には、この条文を含む18条が収録されている。こちらでは、その第1条において、市参事会員と並んで、参審人職の終身性がはっきりと規定されている。拙稿「1270年頃の法史料『マグデブルクの参審人法』について」、41-47頁。これも、市参事会と参審人委員会との政治的な関係についての、ブレスラウとマグデブルクとの相違によって説明がつくようである。参審人層が本来的に存在し、市参事会にも加わっている状況から、参審人抜き市の参事会が分離・自立化していくマグデブルクに対して、そもそも「特権的な」参審人層が存在してはいなかったと思われるブレスラウでは、参審人職——特にその終身性——に関する規定がなかったとしても不思議ではないからである。
- (14) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 34.
- (15) ただし、任期途中で死亡した市参事会員や参審人の補充選挙は原則として行われなかった。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 38.
- (16) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 35. und S. 38.
- (17) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 20. 同じ頃、世襲フォークト職もまた市参事会に帰属するに至ったことは、前述の通りである。なお市参事会庁舎の建築はその後も継続し、16世紀半ばに至って、現在にもその特徴を残すゴシック様式の庁舎が完成したとされる。
- (18) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 40. und S. 21-22.

- (19) 因みに、手工業者が市参事会から完全に排除されたのは、1418年の手工業者の蜂起の後、1423年に、皇帝ジギスムントによって門閥の中から24名の市参事会員が、選挙によらずに任命され、その体制が1438年まで続いた時だけであった。その後、再び選挙制に復帰した。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 35-36.
- (20) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 21. und S. 36.
- (21) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 39.
- (22) 市参事会記録簿は、本来的には市参事会員と参審人の名簿 (Verzeichnis) であったようである。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 126. und S. 40.
- (23) 彼は1299年まで市書記として在職していたらしい。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 126.
- (24) ただし、この都市帳簿は会計簿のようなものであったらしく、本格的な都市帳簿は、後に Hirsuta Hilla と呼ばれた1328年から1360年までの記録簿であった。これは1361年からの Nudus Laurentius と呼ばれる帳簿に引き継がれ、これはさらに1374年からは Liber civitais に繋がっていくことになる。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 126.
- (25) 1493年に、得業士のベーラー (Johannes Behrer) は、市参事会の法律顧問に迎えられた。この職務は市書記よりも高い地位にあり、その職務に就く者が市参事会員を兼ねる場合もあった。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 43.
- (26) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 121-22.
- (27) 前者のザイドウは、ヴォーラウ (Wohlau) 出身で、1371年から亡くなる1391年まで市書記を務めていた。彼は同時に公証人も勤め、教会裁判 (konsistorium) での勤務により Advocatus にもなったとされる。リンケについては後述する。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 123.
- (28) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 34 und S. 40-41. 拙稿「中世マグデブルクにおける市参事会と参審人団について」、『阪大法学』、第49巻第3・4号、平成11年。
- (29) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 36. 無論、プレスラウでも市参事会は自治制定法を制定し、それに基づく裁判権と刑罰権を行使した。例えば、サイコロ賭博に関する体系参審人法第3篇第2部第41条。これについては、後述の「5.『マグデブルク・プレスラウ体系参審人法』の構成」において再度言及する。さらに市参事会は、1324年に、世襲フォークト職を獲得するとともに、大抵の刑事裁判権も掌握することになった。
- (30) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 81-82. 参審人室 (Schöffenstube) においても、簡略化された手続きに基づいて審理がなされたようである。これは、記録上では1354年に初めて登場するが、それ以前から存在していたと考えられている。
- (31) マグデブルクでは、裁判を開催するには、3人の参審人の出席で十分であった。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 82.
- (32) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 90.
- (33) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 91-92.

- (34) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 94-95.
 (35) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 97-98.
 (36) 市参事会の面前におけるアウフラッシングについては、後述の「6.『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の個別的な特色」において再度言及する。
 (37) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 107f.
 (38) ブレスラウの娘法都市は、最も近隣では、1327年にブレスラウ旧市 (Altstadt) に統合されたブレスラウ新市 (Neustadt) である。1280年代からは、各都市への法教示が活発に行われるようになる。この80年代にはブリーク (Brieg) へ法教示がなされ、1292年にはゴールドベルク (Goldberg) へ、93年にはリーゲニッツ (Liegnitz) へと法教示がなされた。1301年には、トロパウ (Troppau) へ、02年と14年には、グログ라우に再度ブレスラウからの法教示がなされた。1324年にグロットカウ (Grottkau) へ、27年にブリークへ、ブレスラウ都市法が領邦君主から授与された。1352年には、ノイマルクト (Neumarkt) へブレスラウ法が与えられた。その他の娘法都市については、市名とそのブレスラウ法を獲得した年号のみを記すに留める。ベーメンのオルミュツ (Olmütz) (1352年), ハイナウ (Haynau) (57年), ナムスラウ (Namslau) (59年), フランケンシュタイン (Frankenstein) とグロース・シュトレリッツ (Groß Strehlitz) (62年), オーバーグログ라우 (Oberglöckau) (72/73年), テッシェン (Teschen) (74年) 等である。Th. Goerlitz, a. a. O., S. 108-109. ところで、体系参審人法の第3篇第2部第6条から第20条には、グログ라우宛のマグデブルク参審人委員会の法教示が収録されている。これらの条文は、グログ라우に代わってブレスラウ市がマグデブルクの参審人委員会に対して行った法質問への後者の回答である。この法教示が作成された年代を、エーベルは1352-1361年頃と推測している。F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 63-67.
 (39) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 109-110.

4. P・ラーバント編『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』(1863年)

(1) 『非体系参審人法 (Unsystematisches Schöffenrecht)』

体系参審人法自体に言及する前に、「1. はじめに」でも指摘しておいた、ブレスラウ都市法に関する最古の法書『マグデブルク・ブレスラウ非体系 (unsystematische) 参審人法』についても少し触れておこう。なぜなら、この法書は、内容的にも、成立時期も、体系参審人法ときわめて近

接しており、この法書について述べることは、少なからず、体系参審人法にも妥当すると思われるからである。1878年に、前者の非体系参審人法を論じたボーベルタク (Georg Bobertag) によれば、その最古の部分は1352年から1363年の間に編纂されたとされる⁽¹⁾。彼の推定が正しいとすれば、この時期は、前述のように、まさにマグデブルクの参審人委員会が本格的に法教示や法判告を発し始めた時期である。またブレスラウでは、この時期は市書記が都市帳簿を整備し始めた時期でもある。ここから、彼ら市書記たちが、様々な法律行為、特許状、都市法と並んで、次第に蓄積されつつあるマグデブルクからの法教示や法判告を記録する必要に迫られていたのではないか、という推測も働く。

このような法典編纂の動きは、さらに大きな枠組みである国制状況の変化の中でとらえることもできるようである。すなわち、1355年にブレスラウ公領は皇帝カール4世によって正式に神聖ローマ帝国領に組み入れられたが、翌56年には、彼の父王ベーメン王ヨーハンの意向によって編纂作業が開始されていた、ザクセンシュピーゲル・ラント法を基礎とする「シュレージェン・ラント法 (Schlesisches Landrecht)」が、国王の6人官 (Sechser) によって完成に至ったという事実がある。この法典編纂作業にもブレスラウ市参事会は関与しており、具体的には、6人官の内の3人をブレスラウ市参事会員が占めていたのである。さらに、1357 (59?) 年からは、Landeshauptmann 職がブレスラウ市参事会の長老によっても務められるようになっていく。

以上の事実から、当時、ブレスラウ市参事会が、ベーメン王国という新たな枠組みの中で、シュレージェンにおける法・政治的な問題に重要な役割を果たしていた、ということが分かってくる。したがって、非体系参審人法の法典編纂は、単なる市書記による法の収集ではなく、ブレスラウ市参事会が自分たちの法を明らかにしておきたいという意志に基づいて進めら

れたのではないか、と思わざるをえない。少なくとも、市参事会が、国王（皇帝）に依拠しつつも、その実質的な政治的自立化を図った時期に、非体系参審人法が編纂された、ということは言えるのである。

さて、この非体系参審人法の条文を、篇別に並べ替え、新しい法源も付け加えて出来上がったのが体系参審人法である。この法書は、ゲルリッツによれば、1370年代から80年代にかけて作成されたとされる⁽²⁾。

この1370年代前後の政治状況も一瞥しておこう。ブレスラウ市とそのLandeshauptmannは、1369年、シュレージェンとラウジッツの18都市、並びにグラーツ（Glatz）とそのLandeshauptmann、ラウジッツのフォークトとともに、被追放者、すなわち犯罪者の逮捕に関する同盟関係を結ぶに至っている⁽³⁾。さらに、前述のように1387年にブレスラウ市はハンザに加盟しており、ブレスラウが、この時期に、その最も繁栄した時期を迎えていたことも間違いはない。したがって、この1370～80年代の時期もまた、1350年代以降のブレスラウ市参事会の市内における統治体制、そして対外的な自立化、政治的な主導権の確保を目指す動き、に動揺は見られず、また、これに対して大きな変更を加えるような事態も未だ生じてはいない、と言える。

(2) 『体系参審人法』

体系参審人法の編纂作業を担当したのは、前述のように、ゲルリッツによれば、市書記のリンケとされる。なぜなら、彼は、年長の同僚であるザイドウとは異なり、得業士の称号を持っておらず、必ずしもローマ法・教会法の知識を十分備えていなかったのではないか、と思われるからである。つまり、体系参審人法には後者の影響がほとんどないとされるのである。本当に編纂者はリンケであったのかどうかについては、現在でもなお決着を見ていないようであるが、ここでは、ゲルリッツの言に従って、リ

ンケとしておこう。リンクエについては、彼が、ダンツィヒ出身で、ザイドウの死後、彼の娘と婚姻し、1415年に参審人に、1416年には市参事会員となり、1419年、当地において死去したことが知られている⁽⁴⁾。

この体系参審人法は、ブレスラウの市裁判において常に利用されただけではない。早くも、近隣のグログアウ (Glogau) では、1386年、都市法書がこれを基礎にして作成されており、14世紀末のドイツ騎士団領においては、この体系参審人法にシュヴァーベンシュピーゲル等からの増補が加えられ、これは新たに「古クルム法」という名称が付けられて普及することになったとされる。それゆえ、ゲルリッツによれば、まさに、マグデブルク・ザクセン法を東欧に普及させるうえで、この体系参審人法の貢献は大であった、というのである⁽⁵⁾。

ただし、P・ラーバントが本書を出版した頃には、体系参審人法の重要性はそれほど認識されていたとは言い難いようである。彼は、同書の序言において、「古クルム法」研究にとって体系参審人法がいかに重要であるかを繰り返し強調している。ここから、当時は、「古クルム法」こそがマグデブルク・ザクセン法研究にとって重要な法史料であったことが分かる⁽⁶⁾。しかし、彼の、体系参審人法と古クルム法を結び付けようとする試みが、現在の我々の研究にとって好都合さを提供してくれているのである。すなわち、ラーバントは、体系参審人法と古クルム法の、書誌学的な手法を用いた、個々の条文間での詳細な比較検証をひたすら行っており、それによって、我々は、体系参審人法と古クルム法との類似性の高さを容易に知ることができるのである。さらにラーバントは、同書の中で、「マグデブルクの参審人法」の場合と同様に、その他の法源との比較検証も手掛けている。後者の法源の中には、マグデブルク・ザクセン法のもう一つの重要な法源である「マグデブルク法質問」や、筆者が既に旧稿において論じた、1265年と1291年のマグデブルク参審人委員会からブレスラウ宛の法教示も

含まれている。そして、同書の最後には、補遺として、これらすべての法史料間の符号表も掲載されており、彼の研究は、我々の研究にとっても有益で簡便な道標の役割を果しているのである⁽⁷⁾。

ただし、彼の法史料集も問題が無い訳ではない。最大の問題点は、この体系参審人法に収録された条文がいつ頃のものであるのか、ということが十分に示されていない、ということである。これは、F・エーベルの最近の研究によって少なからず補われるであろう。なぜなら、彼の『マグデブルク法』(第2巻)(1989年)は、ブレスラウ市の文書館に現存する、マグデブルクの参審人委員会から同市に送られた法判告・法教示の史料を、再現しているだけでなく、それらの史料に、その作成年代も付けているからである。ただし、それらの年代推定の根拠が必ずしも明示的には示されていないから、その年代が今後修正される可能性もない訳ではない。とはいえ、同書は最も新しいマグデブルク・ザクセン法研究の成果の一つであるから、本稿でも、それを一部利用している⁽⁸⁾。

註

- (1) Th. Goerlitz, *Verfassung, Verwaltung und Recht der Stadt Breslau*, S. 120. 筆者は、本稿作成時点までに、ボーベルタク論文を管見することはできなかった。したがって、彼がその时期的な画定をいかなる根拠に基づいて行ったのかは分からない。ここでは彼の論文名のみを挙げておく。Die Rechtshandschriften der Stadt Breslau, in *Zs. d. Vereins. f. Gesch.u. Altertum Schlesiens*, 14 (1878).
- (2) ただし、筆者は、この法書に収録された法源の作成時期等を考慮すると、体系参審人法は、1380年代までに完成されたのではなく、この頃からその編成作業が始まったのではないか、場合によっては、その編纂作業は最終的には15世紀にまで及んだのではないか、とも感じてはいる。註(8)を参照。
- (3) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 96.
- (4) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 121-123.
- (5) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 124.
- (6) 「古クルム法」研究は、ラーバントの言によれば、古く近世までも遡りうるようである。彼は同研究の嚆矢として Hartknoch, *Alt- und Neu-Preßsen*, 1684 をあげている。P. Laband, *Das Magdeburg-Breslauer systematische Schö-*

ffenrecht の序言 (Vorwort) を参照。

- (7) 同書の Synoptische Tabellen, S. 196-218. リューベック法研究の場合にも、ハッハ (Johann Friedrich Hach) がリューベック法史料について同様の研究を公表し、それが法史料の系統関係を明らかにし、その後の同法研究を容易にしてくれていたが、それと同様の学問的な貢献をラーバントも果している。J. F. Hach, Das alte Lübische Recht, Lübeck 1839, Concordanztafeln, S. 592-631.
- (8) F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., die Rechtsmitteilungen und Rechtssprüche für Breslau, Teil 1 : Die Quellen von 1261 bis 1452, Köln 1989, S. XX I-XX II und S. 1-172. エーベルによれば、体系参審人法に収録された法判告と法教示の中には、1410年頃にまで作成年代が下る文書もあるとされる。これは、体系参審人法の作成時期を、1370~80年代とするゲルリッツ説をかなり修正することになるかもしれない。

5. 『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の構成

(1) 条文構成

第1篇 (Liber primus) は、「市参事会員について (de consulibus)」という表題の下に、全部で29条 (Capitel) の条文を並べている⁽¹⁾。この篇は、まさにその表題通り、市参事会員に関する条文を集めており、全体として市参事会の権限と、彼らの特権と義務が規定されている。

第2篇には「参審人と裁判人について (de scabinis et iudice)」という表題が付けられ、裁判制度に関する規定が並べられている。この篇はさらに細かく第1部と第2部 (pars altera) に分けられ、第1部 (全部で21条) では、参審人と裁判人の身分と、彼らの法廷での役割が規定されている⁽²⁾。後半の第2部 (全部で78条) では、裁判と関係する役人のブルクグラフ、フォークト、世襲フォークトから始まって、第13条から贖罪金、人命金等を含む刑罰法規や、そこから派生的に関係する和解、仲裁、決闘、保証、誓約、代言人等が最後の第78条までに列挙されている。したがって、第2篇は全部で99条から構成されている。

第3篇は「傷害罪、殺人罪と不法行為について (de vulneribus, homicidys et iniurys)」である。その第1部は、主に傷害罪、故殺に関する条文の39条からなる。さらに第2部は、一転して民法法の、例えば、世襲財産等の財産についての訴えや金銭債務等の債権についての訴え等の、条文から、さらには、もっと広く取引法に係わる条文等の、全部で138条の条文からなる。ここでは刑法上の違法行為と、民法上の不法行為とは区別されず、あらゆる違法行為が列挙されているにすぎない。この体系参審人法の中でも、この篇が最も多い条文数を誇っている。繁栄する商業都市としての面目躍如というところであろうか。この篇は全部で178条からなる。

第4篇は「引き渡し、嫁資、移転と後見人について (de resignationibus dotaliciis devolutionibus et tutoribus)」という表題の下に、現行法に従えば、親族・相続法等の家族法を扱っている。第1部は、主に世襲財産をめぐる相続法に関連する条文の43条からなる。第2部も、一期分、モルゲンガーベ、ゲラーデ、嫁資、そして世襲財産、相続順位、最後に後見人等、多少その順序は前後するが、全部で94条の相続法の条文からなっている。親族法的な条文はそれ程多くはない⁽³⁾。ラーバントによれば、この第4篇が最もドイツ法らしい条文からなる篇とされる⁽⁴⁾。この篇は全部で137条からなり、第3篇に次いで、その条文数の多い篇である。

最後の第5篇は「共通の法 (iura communia)」という表題を持っている。したがって、我々は、ここには、民法総則のような一般原則が登場するのではないかと期待するのであるが、実際には、喜捨料から始まって、動産の売買、質入れ、水路、関税等の、言わば、上記の4篇に配分できなかった条文が集められているにすぎない。全部で23条から構成されている⁽⁵⁾。

以上のように、5篇からなる体系参審人法は、第1篇の、市参事会等の市制に関する公法的な条文から始まって、第2篇の裁判所法・訴訟法の条

文、第3篇の刑法的な——民法の不法行為も含む——条文、第4篇の親族・相続法の条文という編成をとっている。全体として、第3篇と第4篇が量的に最も多い条文数をかかえており、すなわち、民事・刑事法がこの体系参審人法の主たる部分を占めている。この限りで、この法はザクセンシュピーゲル・ラント法のような慣習法書と同様の特徴を有していることになる。

ただし、この体系参審人法は、分野的に見れば、ほぼ現行法の基本六法の法分野を——萌芽的に、ではあるが——網羅していると言えなくもない。だがラーバントによれば、ここには学説集成や法学提要等のローマ法・教会法の影響は全くないとされる⁽⁶⁾。上述のように、特に第4篇の相続法は、彼によれば、まさにゲルマン法そのものなのである。

(2) その他のマグデブルク・ザクセン法の法源との関連性

古クルム法は、体系参審人法において、既に言及したように、第3篇と第4篇の一部の条文を除き、ほぼ関連する条文を全面的に——同じような条文配列において——見出すことができる。前節においても述べたように、この法源と体系参審人法との類似性は高いのである。

1261年のマグデブルク参審人委員会の法教示は、ここでは、第1篇では、その最初の部分に関連条文を見出し、第2篇でも、かなりの条文に関連条文を見出す。しかし、第3篇では疎らに関連条文が見出すのみで、第4篇では5条程度である。同様に、1295年のマグデブルク参審人委員会の法教示も、第2篇から第4篇にかけて、それぞれ各篇に数条の関連条文を見出すのみである⁽⁷⁾。これらの2法源の条文は、体系的に配列し直されたのではないか、という印象を受ける。したがって、それ以外の多くの条文は、時期的に見れば、14世紀以降に登場する——法判告に由来する条文であれば、判決として下された——条文ではないか、ということになる。

これらの条文の内、マグデブルク参審人委員会の法教示・法判告は、第2篇までは、それぞれの篇（部）の最後に置かれている。特に、条文の最後に「職権により（Von R. (weyn.))」という文字が付けられたり、「これについて（記述された）法が始まる（Hyr uff get das (geschrebin) recht).」という文言が書かれていたりして、それが参審人委員会の法教示・法判告であることが直ぐ分かる場合もある。第2篇までに比べ、第3篇からは、このような条文の数が急速に増加し、逆に、法原則を規定した条文はそれぞれの篇（部）の片隅に追いやられてしまっているような印象も与える。第3篇以下は、まさに刑事・民事法と関係する篇であるから、そのような個別・具体的な事例を法文とする条文が増加するのも当然と言えるかもしれない⁽⁸⁾。

さらに、ここでマグデブルク・ザクセン法の法的基盤とも言えるザクセンシュピーゲル・ラント法との関連性の検証も必要であるが、本稿において、ザクセンシュピーゲルの条文との直接的な比較検証を行う必要はあまりないようである。なぜなら、まさに後者を基盤とした法教示や法判告がここには多く収録されているからである。ザクセンシュピーゲル・ラント法の条文が、そのまま形で、登場することはあまりない⁽⁹⁾。

(3) 体系性～他の中世都市法との比較～

筆者は、ここで、体系参審人法の体系性を、筆者が、以前、分析の対象としていた他の中世都市法のそれとの比較によって、検討してみたい⁽¹⁰⁾。

プレスラウにとって最も親近関係にあるのは、当然のことながら、母法都市であるマグデブルクである。ここでは、14世紀後半になっても、都市法——Weichbildrecht であれ、Willkür であれ——の法典が制定されることはなく、そのような法典は、かなり遡った1270年の『マグデブルクの参審人法』のみであった⁽¹¹⁾。

この参審人法（全部で52条）の最初の第15b条までは、市参事会を中心とした都市統治に関する、いわゆる公法部分からなる。その後の第16条以下では、民事・刑事法の条文が並べられ、篇別の編成はなされていないし、第15b条までを除けば、そこに学問的な法則性や体系性も感じられない。その編纂者と思われるマグデブルクの参審人は、まだ学問的な体系性を考慮してはいなかったと言うべきであろう。ところで、体系参審人法も第1篇に市参事会に関する条文を置いている点から、この限りでは、この参審人法と体系参審人法にも類似性はあるということになる。

体系参審人法と同様の体系性を備えた都市法法典が、非マグデブルク法の、むしろリューベック法都市に属するハンブルク市において、1270年に、登場する。ハンブルクはブレスラウから地理的にもかなりかけ離れており、また政治・経済的な関係もほとんどない。このハンブルクの法典とは、『判決帳簿』と呼ばれる都市法法典（全部で168条）である。その編纂者は、市書記のボイツェンブルクであり、彼がイタリアのボローニャ大学で法律学を学んだことも知られている。

ハンブルク都市法法典でも、第1部（全部で22条）は市参事会に関する条文から成る。第1部の後の部では、親族・相続に関する第3部から第5部、民事訴訟・刑事訴訟に関する第6部と第7部と第9部、刑罰法に関する第10部から第12部が、この法典の主要な部を構成している。その他に目につくのは、取引法を含む民事法がこれらの部の間に配置されていることである。このハンブルク都市法法典の編成を体系参審人法とそれと比較してみると、後者の体系参審人法では、第2篇が訴訟法、第3篇が刑罰法、第4篇が親族・相続法であるから、順序はハンブルク法とは異なるが、しかし、これを第4篇、第2篇、第3篇の順に並び換えれば、それはハンブルク都市法法典と同様の編纂方法となり、この限りで、両者には共通の編纂方法があるということになる。特に、法典の冒頭に市参事会に関する条

文を配置している点では全く共通である。

同じ1270年頃、リューベック市でも、幾分体系的な法典が出来上がっている。いわゆる「バルデヴィク法典」(全部で258条)である。これが書記官長バルデヴィクによって編纂されたことは知られているが、彼にローマ法・教会法の学識があったのかは判然とはしない。つまり、体系性とか学問性は、この法典には余り感じられない。しかし、この法典も子細に分析すれば、その体系性が明らかになるかもしれないが、いずれにせよハンブルク法と比べると、バルデヴィク法典の体系性は極めて低いと言える⁽¹²⁾。したがって、ここでは、この法典と体系参審人法を比較する必要はなさそうである。

リューベック市において、明白な体系性を備えた、公的な法典が登場するのは、かなり遅く1586年になってからである。これは校訂都市法法典(Das Revidierte Stadtrecht)と呼ばれ、その編纂者は、市長リューディンクハウゼン、法律顧問で法学博士のシャイン、市参事会員フォン・シュティテンの3人である⁽¹³⁾。ラントヴェーア(Götz Landwehr)によれば、法律顧問シャインの影響はそれ程大きくはなかったとされる。なぜなら、彼は外交官としての公務に携わっていたからである。実質的な編纂作業は主にフォン・シュティテンに委ねられていたとされる⁽¹⁴⁾。

校訂都市法法典は約418条からなり、6篇に区分されている。第1篇(全部で72条)は、市参事会に関する公法部分(第1章)、市民身分(第2～3章)、夫婦関係(第4～6章)、後見(第7章)、財産の種類(第9～10章)、から主に構成されている。第2篇(全部で56条)は、遺言(第1章)、相続(第2章)が主であるが、さらに税法(第3章)も追加されている。第3篇(全部で97条)は、債権・債務(第1章)、質権(第4章)、債務保証(第5章)、売買(第6章)、賃貸借(第8章)、組合(第9章)と並んで、建築法(第12章)が主たる部分である。第4篇(全部で86条)は、刑

罰法規の刑事法からなる。第5篇（全部で69条）は、裁判、訴訟手続きと都市帳簿に関する条文である。最後の第6篇（全部で38条）は海法に関する。

この全体的な条文構成に、ラントヴェーアはローマ法大全の法学提要の影響を見、それは法律顧問シャインの関与によるものではないかと推測している。その根拠をラントヴェーアは挙げていないが、おそらく、第1篇の「人」に関する章と第3篇の「財産の得喪」に関する章に、法学提要との共通性が見えるというのであろう。しかし、ラントヴェーアも、シャインの関与、換言すれば、ローマ法の影響はここまでであり、収録された条文の内容は基本的に古いリュウベック法のままであると言う⁴⁵。確かに、第1篇の冒頭に市参事会に関する条文が置かれているのは、上述の1270年代のマグデブルクやハンブルクの法典と変わりはない。

さて、16世紀末のローマ法の影響が、北ドイツの商業都市においては、なおこのようなものであったとすると、14世紀末のマグデブルク・ブレスラウ体系参審人法の条文構成に、ローマ法の影響が見られないとしても不思議ではない。なぜなら、当時におけるローマ法学の影響はなお微弱であったと考えられ、編纂作業を担当した市書記が、条文編成の過程で、彼らの法学識をたとえ利用したとしても、その条文内容そのものにまでローマ法学的な観点から手を加えるということは考えられないからである。体系参審人法では、第1篇から第3篇までが公法であり、第4篇以下がどちらかというと民事法からなっている。したがって、その編纂者が市書記のリンケであったのかどうかにかかわらず、その条文構成への中世ローマ法学の影響は極めて少ないと言わざるをえない。しかし、彼がその編纂において、何らかの学問的な手法を用いて、全体的な体系化を試みていたことも、その条文配列から明らかである。体系参審人法に続く古クルム法の条文構成も前者とほぼ同じであるから、これが、少なくとも当時の市民——例え

ば、市参事会員——にとっては分かり易い条文構成であり、そのような編纂方法を編纂者たち、特に市書記たちは意図的に選択していたとも言えそうである。

註

- (1) P. Laband, das Magdeburg - Breslauer Systematische Schöffenrecht, S. 2-12.
- (2) ただし第20条は、訴訟手続き法の条文であり、最後の第21条は、参審人による一期分についての具体的な法判告そのものである。さらに付け加えるならば、エーベルによれば、第6条から第9条までは、1363—1386年頃に作成されたマグデブルク参審人委員会の法教示、第15条と第16条は1394年以前のそれ、第17条から第21条までは1410年頃の法教示または法判告とされる。したがって、ほぼ時期的に新しい法文が順に付け加えられていった、ということにはなる。ただし、作成年代については、ゲルリッツが推定した体系参審人法の作成時期との間にズレが生じることになる。F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2, S. 28-165.
- (3) さらに、体系参審人法の他の写本と、古クウム法には収録されている条文が、補遺として2条収められている。P. Laband, a. a. O., S. 182-183.
- (4) P. Laband, a. a. O., S. XXXVIII.
- (5) ここでも、体系参審人法の写本には残されていない、古クウム法の条文が、2条収録されている。
- (6) P. Laband, a. a. O., S. XXXIV.
- (7) 他の法源の紹介は割愛する。詳細については Synoptische Tabellen 参照。P. Laband, a. a. O., S. 195-218.
- (8) どの条文がマグデブルク参審人委員会の法教示または法判告であるか、そして、それはいつ頃作成されたのかについて、F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2. を参照。
- (9) ラーバントもまた、この史料集の中で、個々の条文についてザクセンシュピーゲルの関連条文を言及してはいる。例えば、第2篇第2部の第52条から第68条までの条文は、決闘を含む裁判手続きに関する条文である。さらに第4篇第2部第23条から第26条までの条文は世襲財産に係わるが、これらもザクセンシュピーゲル・ラント法のそれと類似している。その他にも数条が同様に後者に関連条文を持ってはいるが、その数は圧倒的には少なく、全部で20条程度(全体の数%)に留まっている。
- (10) 拙稿「3都市法史料に見るドイツ中世都市法の基本的な特色について」、佐藤篤士先生古希記念論文集刊行委員会編『法史学をめぐる緒問題』、敬文堂、2004年、所収。

- (11) 筆者は、旧稿において、この参審人法の発展した法典として体系参審人法を位置付けておいた。この関係は系統的には間違いないが、しかし後者の体系参審人法はブレスラウにおいて編纂され、前者の参審人法はマグデブルクであるから、少なくとも編纂者については両者に共通性はない。前掲論文、136頁。
- (12) 因みに、法典の冒頭にあるのは配偶者間に関する条文であり、市参事会に関する条文は、主に第42条～第57条にまとめられている。
- (13) 拙訳「G・ラントヴェーア『16—19世紀のリューベック法における法実務と法律学』」、近畿大学法学、第48巻第3・4号、201頁以下。なお、校訂都市法法典については、拙著『ドイツ中世都市「私」法の実証的研究』、敬文堂、1996年、191頁以下参照。
- (14) G・ラントヴェーア、前掲論文、197—196頁。
- (15) G・ラントヴェーア、前掲論文、197—195頁。

6. 『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の個別的な特色

体系参審人法の個々の条文内容を、筆者がこれまで研究対象としてきたリューベックやハンブルク法、マグデブルク法のそれと比較すれば、そこからどのような特色が見えてくるのであろうか。

① 「手工業者は市参事会員となりうる」

この体系参審人法の興味深い条文は、まず第1篇第1部第4条に登場する。この条文には「Das eyn hantwergman Rotman gesyn mag」という表題が付けられている。

この第4条の前の第3条の法文は、次のように書かれている。すなわち、評判がよく、市民であり、自治制定法 (buykur) を遵守する者は、たとえ市内に世襲財産を持っていなくても (beerbet)、つまり、不動産を所有していなくても市参事会員に選ばれると。これに続けて、第4条は次のように規定する。

「評判のよい者が我々の市壁内に定住し、その者が我々の市民であり、彼が食料品販売を行っているのであれ、またはそれが何であれ、彼を我々市民は、その誓約とともに、市参事会に選出することができる。もし彼らが望むのであれば。そして、彼は彼の食料品販売について我々の自治制定法を、他の普通市民と同様に、遵守しなければならない。」⁽¹⁾

この法文は、遠隔地商業都市リュューベックのような、商人門閥の支配する都市を見てきた者にとっては、ある種の驚きを禁じえない。なぜなら、後者の都市では、封建的な貴族が市参事会員とはなりえないことが法典において規定されていることはあっても、手工業者を市参事会に受け入れうるということを明記した法典はなかったからである⁽²⁾。周知のごとく、マグデブルクでも、1330年代に手工業者組合の代表が市参事会員として選出されるようにはなるが、それは都市法法典には規定されてはいなかった⁽³⁾。ところが、ここブレスラウでは、前述のように、本来的に、市参事会に、手工業者を排除する傾向がなく、1296年には、数は少ないが、手工業者の代表が市参事会員に選ばれていたことが知られている。したがって、我々はこの規定にブレスラウの市参事会の民主政治的な性格を読み取ることができそうである。また、このような制度を積極的に評価してもよい。ただし、現実の市参事会において、実権を掌握し続けていたのは商人等の門閥であり、手工業者がそれに与ることはなかったのである。例えば、市参事会内における市長と第1市参事会員との関係を想起すれば、それは明らかであろう。現実の政治状況は、本質において、他の中世都市と大差はなく、有力門閥による都市統治がブレスラウでも貫徹していたと言ってよい。

② ザクセンシュピーゲル・ラント法の注釈的な条文

筆者は、旧稿において、マグデブルクの参審人委員会が、ザクセンシュピーゲルを基盤として、すなわち、そのラント法の条文への一種の「注釈」

活動によって、独自の学問的な法体系を事実上形成しつつあったのではないかと推測しておいた。そして、これがマグデブルクの参審人委員会の法的な権威と名声を高めたのではないかと指摘しておいた。この体系参審人法においても、彼らの、注釈的な、より単純化して言えば、解説的な条文を見出すことができる。例えば、訴訟保証 (Klagengewere) と関係する第2篇第2部の第68条である⁽⁴⁾。この条文は、ザクセンシュピーゲル・ラント法の2・15・1と2・15・2に由来する⁽⁵⁾。訴訟保証の制度の趣旨はこうである。

そもそも訴訟とは、極論すれば、原告の一方的な提訴によって開始するのであり、被告は原告から前もって提訴について同意を求められている訳ではない。つまり、被告にとっては、訴訟とは日常生活を妨げる厄介事以外の何物でもない。そこで、被告は、訴訟の開始に先立って、原告に対して、例えば、この訴訟の終了後に、第三者が新たに同種の訴えを提起する場合には、原告が被告に代わって訴訟に応じる旨の保証を求めるのである。この被告側の要求に対して、原告側が保証人を提示すること—あるいは誓約すること—を訴訟保証という⁽⁶⁾。

ザクセンシュピーゲル・ラント法の2・15・1では、原告が裁判保証を行えない場合、彼は、彼の右手、すなわち、人命金の1/2によって、被告に償うべきことが規定されている。さらに、次の2・15・2では、訴訟物がヘールゲヴェーテもしくは世襲財産である訴訟において、原告が訴訟保証を行えない場合には、原告は被告に贖罪金を支払い、自らの動産を失う、と規定されているのである。

さて、体系参審人法の第2篇第2部の第68条は、ザクセンシュピーゲル・ラント法の2・15・1と2・15・2の解釈の仕方として、次のような回答を与えているように見える⁽⁷⁾。まず、2・15・1の問題点は、いかなる訴訟の場合に、原告が人命金の半額を被告に支払うのか、がはっきりとは

せず、さらに、その具体的な金額も幾らであるかも示されていないことである。そこで、第2篇第2部の第68条は、裁判保証の対象となる事案は不法行為または首と手に関する訴え——どちらかと言えば、刑事事件——の場合であること、そして、その際に原告が第三者からの訴えに敗訴するのであれば、彼が被告に人命金の半額、すなわち9ポンドを支払うべきこと、と規定している。次に、2・15・2では、贖罪金の金額、裁判人への罰金が幾らであるかが、規定されてはいない。これについて、ここでは、敗訴した原告は保証の対象となった財産を被告に返却し、被告に30シリングの贖罪金を支払うこと、そして、さらに、裁判人にも罰金として8シリングを支払うことが規定されている。

条文の最後には「職権により (Von Rechts wegen)」という文言が付せられている。これは、法判告・法教示を締め括る慣用句としてよく利用されている熟語であり、前述のように、これを記載したのがマグデブルクの参審人委員会であることは明らかである。因みに、この書面の作成時期は、エーベルによれば、1363年とされる⁽⁸⁾。

以上のような、ザクセンシュピーゲル・ラント法との比較によって、第2篇第2部の第68条が、どのような背景の下に登場したかについても、次のような想像が働く。すなわち、ブレスラウの市裁判において、原告・被告の訴訟当事者が、または彼らの代言人が、ザクセンシュピーゲル・ラント法の2・15・1と2・15・2に基づいて訴えた。つまり、彼らは、これらの条文の存在を知っていた。しかし、彼らは、両方の条文の意味する所を必ずしも適格には理解してはいなかった。あるいは、訴訟当事者の間に、それについて解釈をめぐる争いがあった。この争いについて判決を下すべきブレスラウの参審人委員会もまた正しい回答を与えることができなかった。そこで後者は、ブレスラウ市参事会を通して、マグデブルクの参審人委員会に、この件について問い合わせを行った。その回答がこの第68

条であった、ということである。

以上のことは、法史料のどこにも書かれてはいないのであるから、なお空想の域を出ないが、しかし、このような事例を検討し、その結果を積み重ねてゆけば、マグデブルクの参審人委員会によるザクセンシュピーゲル・ラント法を基盤とする、ある種の、独自の実用法学の形成、を証明することができるようになるかもしれない。

ただし、彼らは、リューベックにおいて見られたような、そこから、さらに「世襲財産」に対する家族法的な制限を緩和して、世襲財産を所有者の自由な処分に委ねることを可能とするように工夫したり、または、そのために新たに「動産化された不動産」といった法概念を創造することはなかったようである⁹⁾。つまり、彼らは、基本的に、ザクセンシュピーゲル・ラント法の枠内に留まっていたように思える。まさに、この保守的な姿勢こそが、ザクセンシュピーゲルを主たる法源とする人々にとっては、彼らマグデブルクの参審人委員会の法的な権威と名声を高めることになったと言えないであろうか。

③ 自治制定法 (Willkür)

マグデブルク法の特徴の一つとして、都市法 (Weichbildrecht) と自治制定法 (Willkür) が明白に区別されていたこと、後者の自治制定法は市場法に限定されていることが、挙げられる。これは、既に1261年の法教示にも規定されている。この体系参審人法でも、第1篇の第13条までに市参事会の自治制定法についての法文があり、その立法権の範囲は、基本的に、上記のような市場法の枠内に留まっている。しかし、第3篇第2部第41条と第42条では、自治制定法の対象が市場法を越えて拡大されていることが看取される。エーベルによれば、両方の条文は1363—1386年頃にマグデブルクの参審人委員会から送付された法教示とされる¹⁰⁾。したがって、この

権限拡大はブレスラウ市参事会が一方的に拡張したのではなく、マグデブルクの参審人委員会もまたこれを容認していたことが分かる。この2条は、博打に使用される偽造サイコロについて規定している⁽¹⁾。

第41条では、博打については市参事会員が自治制定法を制定しうることが規定され、第42条では、おそらく前条を受けて、博打については、裁判人や参審人が裁判するのではなく、市参事会員が裁判すると規定されている。この内容は、ブレスラウでは、マグデブルクとは異なり、参審人委員会の地位が市参事会よりも下位に位置づけられていたから、裁判人や参審人が裁判しない場合には、容易に市参事会が裁判を行うことができた、という推測を許すように見える。ゲルリッツも、これらの条文を市参事会が不法行為を裁判管轄の対象とするようになっていく過程の1コマとして紹介している。ただし、これらの2条は、マグデブルクの参審人委員会も認めているところであるから、マグデブルクでもブレスラウと同様の事態が進展していたと見るべきなのかもしれない⁽²⁾。

しかし、ここから、我々はブレスラウが、リューベックのような市参事会が全ての権力、立法・行政・司法を掌中にし、さらに対外的にも自立した都市国家的な性格を獲得していった、と見なすことには慎重であるべきである。都市の自立性を示すキーワードとして「都市の空気は自由にする」という法原則がある。これは、14世紀のリューベックの法典自体には未だ登場しないものの、近隣のハンブルクの1270年の都市法法典には既に明記されており（第7部第17条）、この法典は後にリューベックにも受け入れられたから、この法原則がリューベックでも本来的に妥当したことは間違いない。

その内容は、もし市外の領主がハンブルク市民を、自分の隷属民であるとして、市に対してその身柄の引渡を求めたとしても、2人の市参事会員が、その者が市民であり、1年と1日の間、何らの異議も受けることなく

——身柄の引渡を求められることなく——市内に居住していたことを証明しうるのであれば、この引渡を市は拒否しうる、というものである。

これに対して、体系参審人法には、このような法原則を規定した条文は見当たらない。第3篇第2部第55条に、ザクセンシュピーゲル・ラント法3・32・5に由来する1261年の法教示の第50条が、そのまま収録されているにすぎない。そこでは、自己の自由身分については血縁者を含めて7人の証人の証言が必要とされる、と規定されているだけである。ここから、推測をたくましくするならば、リューベックとブレスラウの市参事会の、都市君主を含む近隣の封建領主に対する、それぞれの姿勢の違いが現れているようにも思える。すなわち、リューベックの、都市君主や近隣の封建領主の影響を極力排除するという姿勢に対して、ブレスラウの、前述のように、都市の自治を都市君主に対して貫徹させるというよりも、むしろ都市君主の権力や権威を都市統治に積極的に利用するという姿勢である。そうであれば、近隣の農村における法——それはザクセンシュピーゲル・ラント法に代表されるのであろうが——を受け入れ、必要な限りで、自治制定法によって修正するというブレスラウ市参事会の対応も理解できるような気がする。

④ eygenin

第3篇第2部の第68条から第80条辺りに、まとめて差押えに関する条文が登場する¹⁰³。いずれも、具体的な訴訟事件におけるマグデブルク参審人委員会の法判告を条文として並べているように見えるだけで、何らかの基本的な法原則が抽象的に示されているようには見えない。しかし、これらの条文に筆者が興味を覚えるのは、世襲財産、すなわち不動産が、債務のために差押えられ、債権者に引き渡された後の、債権者の当該不動産に対する「権利」が、なお不十分であれ、しかも動詞のみによってではあれ、

次第に表現され始めているように見える、ということである。

第80条は、gut の差押え手続きを規定する⁽⁴⁾。gut は、ここでは、条文を読めば明らかなように、不動産であり、より具体的には、所領、農場、屋敷地という訳語が当てはまる。この条文によれば、差押え権者は同行した役人とともに3日間そこに留まり、その14日後の裁判集会において、最初の差押えの公示を行い、全部で3回の裁判集会での3回の公示後、彼は参審人の判決とともに eygenin されることになり、そしてその後は、彼はこの不動産を——おそらく裁判所の許可を得て——売却することができる、というのである。

ここでの eygenin に、所有権を判決によって付与する、という意味が込められていることはまちがいなさそうである。なぜなら、不動産を eygenin された者は、その不動産を処分、売却することができる、からである。つまり、eygenin という動詞が、物の支配とその処分とを結び付けているのである。この条文は本来的には1295年の法教示の第5条であり、この用語の登場時期を考える上では、示唆的である。同様の意味において eygenin が使用されている条文は、これだけではなく第65条（占有指定後に geeygnit wirt）、第105条（同様）もそうである⁽⁵⁾。因みに、体系参審人法と緊密に関係する「古クルム法」の編纂者のレーマンは、同書の索引において、この単語に「判決によって所有権を付与すること、所有権として（を？）請求すること」という訳語を付けている⁽⁶⁾。ここから、所有権と関係する用語としての eygenin が、マグデブルク法では、史料では、少なくとも13世紀末から登場する、と言えそうである。このような意味での eygenen は、リューベック市では、筆者の管見する限り、法史料には見られない。マグデブルクの参審人たちは、当時既に所有権を表現する、あるいはそれと密接に関連する法用語を使用し始めていたのかもしれない⁽⁷⁾。

⑤ 市参事会の面前におけるアウフラッシング

世襲財産のアウフラッシング——譲渡または引渡——は、ドイツ中世法の一般的な法原則によれば、伝統的に定期裁判集會に由来する、裁判人と参審人から成る正規の裁判集會——ブレスラウでは市裁判——において行われるべきものとされている。この原則は体系参審人法でも繰り返されている。第4篇第1部の第1条「譲渡について (Von uf gobe)」は、市裁判において行われたアウフラッシングは、平穩な1年と1日の経過後、裁判人と参審人の証言とともに、他の第三者からの請求に優先して有効に留まると、規定する⁽⁹⁾。これは、既に1261年の法教示、それからマグデブルクの1270年頃の参審人法にも登場する法文であるから、それが、言わば、マグデブルク・ザクセン法の普遍的な法原則であったことも間違いない。

ところが、この篇の同じ第1部の第21条は、まず「開催中の裁判集會において裁判人と参審人の面前で」行われた世襲財産のアウフラッシングが有効であると規定する。これだけであれば、何ら驚くには当たらない。ところが、さらに「開催中の市参事会において」行われたアウフラッシングは「マグデブルク法によれば無効」であると、わざわざ明言しているのである⁽¹⁰⁾。この条文は、F・エーベルによれば、1363—1386年頃のマグデブルクの参審人委員会の法判告・教示の一つとされる⁽¹¹⁾。なにゆえ参審人たちは、裁判集會におけるアウフラッシングの有効性だけではなく、新たに、市参事会でのアウフラッシングの無効性までも言及する必要があったのであろうか。

ゲルリッツがこれについて説明を加えている。彼によれば、「3. 自治都市ブレスラウの発展」において述べたように、市参事会による1324年の世襲フォークト職の獲得以後、実は次第に市参事会においてもアウフラッシングが行われるようになっていった、というのである。しかし、裁判人と参審人からなる市裁判とは異なり、市参事会の審議が非公開であるから、

ここでの法律行為は、中世法が要求する公開性の原則を満足させることはできなかった。したがって、市参事会が、その要件を満たす法制度を準備できない間は、法律行為の公開性の要求を満たす市裁判でのアウフラッシングもまた存続し続けた。そこで、市参事会は——時期は不明であるが、おそらく1380年代に——一つの自治制定法を定め、これによって市参事会におけるアウフラッシングを有効にするための措置をとった。それは、まさに、マグデブルクの参審人委員会が上述の法判告・教示をプレスラウに送ってきた頃でもある。この自治制定法の内容は、15世紀末の法史料である「正しき道筋 (der Rechte Weg)」の Buch O の第76条に残されている²⁰⁾。同条によれば、市参事会員の面前で行われたアウフラッシングについて——おそらく2人の——市参事会員が、市裁判において、それを証明するのであれば、それは有効となる、というのである。ここからも、既にアウフラッシングが実際には市参事会の面前で行われていたこと、が明らかである。さらに、市参事会の面前でのアウフラッシングが、市参事会の管理する都市帳簿に登録されることが慣行となり、やがて制度化していけば、もはや市裁判でのアウフラッシングはその必要性を失ってしまう。なぜなら、都市帳簿が当該法律行為を記録として留め、それを関係者は閲覧できるのであれば、これによって中世法の求める公開の原則も十分に満たされることになるからである。他方、参審人は当該アウフラッシングに関する書面を発行するだけで、市参事会の管理するような都市帳簿も有してはいなかったのである。1450年頃からは、市参事会の面前でのアウフラッシングが一般化し、これが市裁判でのアウフラッシングを圧倒していった、と彼は言うのである²¹⁾。

この説明に、プレスラウの市参事会と参審人委員会との関係から見ても、不自然さは感じられない。我々にとって興味深いのは、この条文において、マグデブルクの参審人委員会が、プレスラウにおける慣行を一切認

めず、市裁判におけるアウフラッシングの有効性を強調し続けていることである。前述の「③自治制定法」において見たような、彼らの容認の姿勢はここでは感じられない。おそらく、この問題は、彼らの本来的な活躍の場である市裁判の管轄に抵触するものであったから、彼らに妥協の余地はなかったのであろう。さらに興味をそそられるのは、マグデブルクの参審人委員会の法判告・法教示にもかかわらず、ここブレスラウでは、市参事会による参審人の権限の浸食、すなわち、マグデブルクとは異なる、市参事会の参審人委員会に対する優越化が着実に進行していることである。ブレスラウはマグデブルク法都市ではあるが、ここでは、必要に応じて、マグデブルク法は、その基本原則でさえも、修正されえたという点において、ブレスラウのマグデブルクからの法的な自立性も感じない訳にはいかないのである。

註

- (1) Wo eyn bedirman ist besessen bynnyn vnsir rinkmuyr, der vnsir burger ist, her habe spysekouf veyle adir was das ist, den mogin unse burger in den rat kysen uf eryl eyt, ab sy wellin vnd der mus an sy me spysekoufe vnsir buyrkur haldin glich ey me andirn gemeynen burger.
- (2) キール法典第3条, ハンブルク都市法法典第1部第3条。前者のキール法典は前節「5.『マグデブルク・ブレスラウ体系参審人法』の構成」で言及したリュウベックのバルデヴィク法典と内容的に同じものである。なお、食料品販売を生業とする者を、手工業者と見なしうるのかという疑問もなりつつが、ここでは食料品販売業者を、この条文の表題のごとく、手工業者として例示的に示していると理解する方が文意に沿うように思われる。
- (3) エーベルによれば、この条文は1352年より前の頃のマグデブルク参審人委員会の法教示であるとされるから、後者も市参事会に手工業者が議席を占めることを容認していたとも言える。F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 24 の第7番の史料。
- (4) 他にも同様の条文があると思われるが、この条文は、ザクセンシュピーゲル・ラント法に関連条文を見出すだけでなく、それがマグデブルク参審人委員会の法判告・教示であるということも分かる条文である。なお、エーベルは、「注釈」ではなく、Läuterung という用語を使用しているようである。F. Ebel,

Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 124 の第195番の史料の表題。

- (5) 久保正幡他訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』, 創文社, 昭和52年, 156—157頁。
- (6) 久保他訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』の2・15・1の註。156頁。K. Ebeling, Klagengewere, in Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, 2. Bd., Berlin 1978, Sp. 851-853.
- (7) 試訳「68. 誓約されたゲヴェーレについて (Von gelobtir were)」(古クルム法, 第2部第80条)

ある者 (=原告A—筆者, 以下同様—) が他の者 (=被告B) に不法行為または, 首または手と関係するある事案のために (裁判) 保証を約束し, それを付与し, その後彼の血縁者の一人または別の者 (=第三者C) が (訴訟を提起すべく) 出頭するのであれば, その者 (=被告B) のために彼 (=原告A) は正当に約束された保証を遵守すべきであり, そしてその同じ事案について, 保証を付与された彼 (=被告B) を訴えるのであれば, 保証を誓約した者 (=原告A) は, それに応じ, 訴えを退け (entretin), 責任に応じ (vortretin), そして後者の原告 (=第三者C) を退けるべきである。彼がこれできないのであれば, 彼は彼 (=被告B) に贖罪のために償わなければならない。それは右手であり, それによって彼は保証を誓約したのである。その手を彼は受け戻し, そして人命金の半額で解放することができる。それは9ポンドである。その金額を彼は被告に与えるべきである。彼に彼は保証を誓約したのである。裁判人には彼の罰金を支払うべきである。しかして彼が財貨, 従って世襲財産, ヘルゲヴェーテ (herwete Rade), または動産のために保証を誓約しており, 他の者 (=第三者C) がやって来て, 保証が誓約された者 (=被告B) を訴えるのであれば, 保証を誓約していた者は, そのもう一人の原告 (=第三者C) を適法に退けるべきである。彼がそれをできないのであれば, 彼はその財貨と財産を, それについて彼は保証を誓約していたのであるから, 被告に返却すべきである。彼は彼に30シリンクを贖罪金として支払うべきであり, 裁判人には罰金を (支払うべきである)。それは8シリンクである。職権により (Gelobit eyn man vnd tut dem andirn eyne gewere vmme vngerichte adir vmmme eyne sache, dy an den hals adir an dy hant tryt, kumpt dor noch eynir synir vronde adir eyn andir, vor den her billich dy gelobte were haldin sal vnd beclagit en vmme dy selbe sache, do ym di gewere gelobit ist, so sal der, der dy gewere gelobit hat, den antwortern entretin vnd vortretin vnde den lecztin cleger abwysin ; enmag her des nicht getun, her mus des vorbusyn ym eynir vorbuse, das ist syne rechte hant, do mete her dy gewer gelobte. Di hant mag her abir ledigin vnd losin mit eyne halbin wergelde, das sint nun pfunt. Das gelt sal her gebin deme antworter, dem her dy gewer gelobit hatte vnd sal dem richter gebin syn gewette. Hot her abir dy gewer ge-

lobit vmme gut, also erbe vnd herwete Rade adir andir varnde habe, kumpt eyn andir vnd clayt uf yenyn, dem dy gewere gelobit was, zo sal der der di gewere gelobit hatte den andirn clegern ab wysin mit rechte; enmag her des nicht getun, so sal her das gut vnde di habe, dorumme her di gewere gelobit hatte, dem antworter wedir lasyn, also das her ym dryzsic schillinge sal czu buse gebin vnd deme richter eyn gewette, daz synt acht schillinge. Von R. weyn.)。

- (8) F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 80 の第113番の史料を参照。これは、当然のことながら、体系参審人法の第2篇第2部第68条と同じ法文である。
- (9) 「世襲財産」は、体系参審人法では、例えば、第4篇第2部第47条、第48条に登場する。前者は1363—86年頃、後者は1368年のマグデブルク参審人委員会の法教示・判告である。いずれの場合も、世襲財産の処分には最近親相続人の同意が必要であることを規定する。ただし、第48条は、やむをえない事由を拡大解釈することによって、最近親相続人の同意を緩和させているように読めなくもない。「獲得財産」は、例えば、第4篇第1部第37条に登場する。これは1397年頃にマグデブルク参審人委員会から送付されたとされる。その内容は、獲得財産についての伝統的な定義を繰り返している。
- (10) F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 101 の第152番b) の史料と、S. 109 の第167番の史料。
- (11) 試訳「第41条 博打と偽造のサイコロについて (Von toppilspil vnd valsche worfele.)」(古クルム法, 第3部第78条)

博打は悪ふざけの遊びである。博打を好む者は、サイコロをかみ砕くべきであり、自ら怠け者 (trogene) と見なされる (bewarn) べきである。裁判人が博打について裁くべきでない場合には、市 (stetin) 内にいる市参事会員が、最も賢き人々の助言とともに、博打と偽造のサイコロについて自治制定法 (willekor) を定め、人々が博打で何か余りにひどく (sere) 損害を受けないように統制すべき (steurin) である。職権により (Toppilspil ist eyn spil von mutwillin; wen des spiles lustit, der sal dy wurfele vor besen vnd sal sich vor trogene bewarn; wenne der richter sal obir toppilspil nicht richtin, sundir di rotman, di in den stetin sint, di mogin mit der wiczegistin lute rote wol seczin willekor obir toppilspil vnde obir falsche worfele vnd daz steurin, uf daz di lute mit toppilspil icht czu sere beschadegit werdin. Von R.)。

「第42条 博打による罰金と拘束について (Von wettegelde vnd hindirnisse by toppilspil)」。(古クルム法, 第3部第79条)

人々が賭 (wetteleufe) で馬または同様の物を賭け、あるいは遊びである者が他の者を、それが悪ふざけであるとして捕らえるのであっても、それについて裁判人も参審人も判決を発見すべきではない (Wetten lute vmme wetteleufe mit pferdin adir des glich adir in deme spele ymant den andirn hin-

dirt, daz ist eyn spil von mutwiln, do sal der richter nicht obir richtin noch di scheppfin orteil dorobir vindin.)。

なお、この2条の前後の第40条と第43条も博打に関する条文である。

- (12) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 80.
 (13) 第68条と第74条が、1352年以前のマグデブルクの参審人委員会の法教示であり、第79条が1261年の法教示、第80条が1295年の法教示である。それ以外の条文は、概ね1363—1386年頃のものである。F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2.
 (14) 試訳「第80条 差し押さえの法について (Von der vrone rechte)」(古クルム法 第3部第110条)

ある者から彼の所領 (gut) が適法に差し押さえられるのであれば、それを、それを差押えにもたらした者 (=債権者) が、差押え役人とともに3昼夜の間、占有す (beseczin) べきである。彼はさらにそこで食事し、差押え役人とともに宿泊すべきである。その後、彼はその所領を、14夜後の集会において、たえず3度公示すべきである。第4回目の集会において、裁判人は彼にそれについての平和を命じ、それを彼に参審人の判決とともに所有とするべし (eygenin)。彼は許可を得てそれを売却することができる。そこで彼に何かが残されるのであれば、彼はそれを彼に返却すべきである。彼に損失が出るのであれば、彼はさらに請求する (Wirt eynym manne syn gut gevronit mit rechte, daz sal ienir beseczin der is in dy vrone gebrocht hot mit der vrone dry tage vnd nacht ; her sal dorynne essyn vnde slafin mit der vrone ; dor noch sal her daz gut uf byten czu dryen dingin ymmir obir virczen nacht, czu dem virden dinge sal ym der richter vrede dorobir wirkin vnd sal is im eygenin mit der scheppfin urteil. Vorkoufin mag her is denne mit wissinschaft ; leufit denne ym icht oberig, her sal is ieme wedir heryn ; gebricht ym, her vordir aber vorbas.)。

- (15) エーベルによれば、いずれも、1352年以前に、マグデブルク参審人委員会によって作成されたとされる。F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 30 の第23番の史料と、S. 28 の第17番の史料。
 (16) C. K. Leman, Das alte kulmische Recht, S. 273. さらに『マグデブルク法質問』の編纂者ベーレントも、語彙索引 (Glossar) において、同様の理解を示している。F. Behrend, Die Magdeburger Fragen, S. 254 の eygnen の項を参照。
 (17) 拙著『ドイツ中世都市「私」法の実証的研究』, 246頁以下。ただし、筆者は、当時、Eigentum を念頭において、史料調査を行っていたから、eigenen が所有権と関係のある用語としては使用されていないと結論づけたが、再度、eigenen だけを集中的に取り上げて検討すれば、マグデブルクの参審人委員会と同様の結論に至る可能性もない訳ではない。なお、周知の如く、ザクセンシュピーゲルにおける Eigen についての詳細な研究として、我が国は、石川武「ザクセンシュピーゲルにおけるアイゲン」, 『法制史研究』, 第36巻, 1986年, があ

るが、石川教授は、中世都市における *eigenen* については、余り論じてはおられないから、ここでは言及しない。

(18) 1. Von uf gobe (古クルム法, 第4部第1条)

Was zo eyn man gebit in gehegtim dinge, besiczit her do mete yor unde tag an ymandis wedirsproche, di recht ist, des ist her nehir czu behaldin mit deme richter und mit den scheppfin, denne is (ym) ymant vntfremdin moge.

(19) 試訳「第21条 開催中の裁判集会または市参事会員の面前での財産の引渡と贈与について (Von gobe vnd von reichnunge gutis in gehegtim dinge ader vor den rotmennen.)」(古クルム法, 第4部第21条)

ある者が、開催中の裁判集会において裁判人と参審人の面前で、彼の子供の1人に、100マルク・グロシェンを彼のすべての財産から、他の子供たちに優先して前もって引き出し、彼の死後それを処分するように与え手渡す。しかし彼が生存している間に、彼が自らその貨幣について、それを処分する権限をえよう (*gewaldic*) としたとしても、その贈与は変遷されたり (*gewandilt*)、撤回される (*vorruckit*) ことはない。その贈与は有効であるべきであり、その子供は彼の父の死亡後に、彼の父の財産の100マルクを、それが裁判所に置かれている世襲財産と財産について、そして彼のすべての動産と現金について、彼がそれを裁判所内に、それとも外に有していようとも、他の子供に優先して着手し、取得すべきである。開催中の裁判集会において裁判人と参審人の面前で行われ、譲渡されたすべての贈与と引き渡しは、彼らの証明により (有効に) 留まり、効力を有すべきである。しかしながら、開催中の市参事会で行われた、すべての贈与と引き渡しは、マグデブルク法によれば無効であり、適法に有効とはなりえない。なぜなら、それらは正しい裁判集会において生じたものでも、なされたのでもないからである。職権により (*Gebit und vorreichit eyn man in gehegtim dinge vor richter unde vor scheppfin eyne synir kindir hundirt mark groschin in alle syn gut vor us czu nemyn vor andirn kindin noch syne tode czu tun und czu lozin, dy wile her abir lebt, zo wil her selbir gewaldic syn des geldis vnd do mete tun vnd lozin, wirt di gobe nicht gewandilt noch vorruckit ; zo sal di gobe blibin und hat craft vnd macht, alzo daz daz kint noch synis vatir tode di hundirt mark an alle synis vatir gute an eygene ader an erbe, daz bynnyn deme gerichte leit, und an alle syne varende habe vnde gereithschaft, wo her die hette bynnyn deme gerichte adir do busen, sal czu vor andirn kindin habin vnd sal nemyn. Alle gobin und vorreichunge, di in gehegtim dinge vor richter unde vor scheppfin gecht und gegeben wirt, di sal noch irre uzwisunge blibin vnd sal craft vnd macht habyn. Abir alle gobin und vorreichunge, di do geschit vor eyne sicczinde rote, di ist machtelos noch meydeburgischem rechte unde moge mit rechte nicht besten noch deme mole, daz ze vor gerichte in rechter ding*

stat nicht geschen noch getan wordin. Von R.)。

(20) F. Ebel, Magdeburger Recht, Bd. 2., S. 105 の第159番の史料。

(21) 試訳「市参事会員の面前での贈与、引渡、自治制定法 (Von gobin reichunge vor den rathmannen, wilkor)」。

ある者がブレスラウの開催中の市参事会の面前で引き渡す物は、それが何であれ、相手方が誰であれ、それを市参事会員が開催中の裁判の面前において証明するのであれば、それは有効である。それが開催中の裁判の面前において行われたと同様に、である (Was ein man vorreicht vor eyne siczenden rathe zu BreBlaw, es sey, weme es sey, das dy rathmanne bekennen vor gehegtem dinge, das hat craft und macht gleicherweiße, als es vor gehegtem dinge geschen were.)。

F. Ebel (hrsg.), Der Rechte Weg, Ein Breslauer Rechtsbuch des 15. Jahrhunderts, Bd. 2, Köln 2000, S. 882.

(22) Th. Goerlitz, a. a. O., S. 83-85.

7. 結びにかえて

筆者がこの体系参審人法に取り組んだのは、本来的には、マグデブルク法とはいかなる法であったのかという研究目的からであり、本稿において指摘したようなマグデブルク・ザクセン法研究の一環としてではなかった。それゆえ、中世都市としてのブレスラウにも、それ程の関心が始めからあった訳ではない。しかし、体系参審人法の内容を的確に理解しようとする程、中世都市ブレスラウの社会・市政状況の基本的な特色の理解がどうしても必要があることが判明し、そこで、本稿では、かなりの頁を——なお不十分なものであることは自覚しつつ——その言及に割いた。その分、体系参審人法については、その顕著な特徴を指摘するに止めざるをえなくなってしまった。

筆者は、この研究作業を開始する以前は、マグデブルク法は、マグデブルク法都市の間では、さほどの相違はなく、マグデブルクの参審人委員会を頂点として、その一定の等質性が保たれていたのではないかと想像し

ていた。確かに、マグデブルク参審人から頻繁に発せられた法教示・法判告は、それが維持されていたことをうかがわせる。その際、彼らは、基本的にザクセンシュピーゲル・ラント法を基盤としつつ、その枠内からはずれることなく、しかし他方で *Läuterung* を通じて、さらにその実用性を高めていたようであるから、このザクセンシュピーゲル・ラント法という共通の法的な基盤が、マグデブルク法都市の法的な統一性を、他の中世都市法には見られない程に、維持していたこともまちがいない。

しかしながら、ブレスラウの市参事会、参審人、市民、都市君主のあり方も考慮に入れて、体系参審人法を眺めるならば、そのマグデブルク法の一体性も決して完全なものではなかったことも見て取れる。例えば、自治制定法の管轄をめぐる法教示・法判告は、マグデブルクの参審人委員会すらもブレスラウ市参事会の立法権の拡大を容認していたように見えることである。これに呼応するかのように、市参事会でのアウフラッスングの慣行が——おそらくマグデブルクでは進行しなかったであろうが——マグデブルクの参審人委員会の強い反対にもかかわらず進行しており、それはブレスラウ参審人委員会の権限の縮小化につながったであろう。

これは、すべてのマグデブルク法都市が必ずしもマグデブルク市と同様の市政構造ではなかったことと関連する。特に、ブレスラウは、マグデブルク市とは異なり、どちらかと言えば、リューベック市に近い建設都市であった。本来的に権力を保持する参審人委員会も存在せず、市参事会の成立とともに、市参事会は、世襲フォークトやラントフォークト職、*Landschauptmann* 職の獲得に見られるように、都市君主の権限を掌中に収め、司法・行政・立法を掌握し、参審人委員会もまたその統治構造の中に位置づけることができた。参審人委員会からブレスラウ市参事会への問い合わせ、そして後者からマグデブルクの参審人委員会への問い合わせを思い出していただきたい。それゆえ、ここでは、マグデブルクのような参審人委

員会と市参事会の「分離型」的なあり方は、ありえなかった。市参事会自体も、市参事会員の中の有力な商人門閥に掌握されていたのである。しかし、ブレスラウはリューベックのような商人門閥の支配する市参事会支配の都市とはならなかった。なぜなら、彼らブレスラウ有力市民は、中層市民や手工業者層を排除せずに市参事会員として受け入れていたからである。そのような中で、彼ら商人門閥が権力の中枢に座り続けることができたのは、おそらく彼らが、都市君主の権力を、彼らの都市統治の正当化としてうまく活用しえたことによるように見える。第1市参事会員や長老と都市君主の結び付きがそのことを推測させる。このことは、法的なレベルでも実現されている。1356年のシュレージェン・ラント法の編纂者の半数はブレスラウ市参事会員が占めていたのである⁽¹⁾。

以上のようなブレスラウの社会的、そして法的自立性を考慮すると、もはやマグデブルク法という概念では、体系参審人法に残された条文を把握することはできず、マグデブルク・ザクセン法という新たな法概念が必要になるのも理解できる。

筆者は、この体系参審人法の特徴を、マグデブルク、リューベック、ハンブルク法との比較を念頭におきながら、市制に関する法分野、ゲヴェーレ等の不動産法を含む民事法等を中心に言及した。それゆえ、それ以外の法分野については、ほとんど触れてはいない。特に、非ドイツ系の都市住民への言及は不可避であろうが、現時点では、全くできていない。したがって、本稿が体系参審人法の基本的な内容と特色を解明したと言うにはまだほど遠い。

ドイツにおいては、F・エーベルと彼の弟子たちによって、マグデブルク・ザクセン法の、より原典に近い法文を明らかにする書誌学的な実証研究が進捗してはいるが、しかし、それらの条文を再度読み直し、そこからその法の理論性や体系性を論じ、さらに、社会・経済状況等の、その周辺

事情までも視野に収めた法史学的な研究は、思いの外、進んではいない印象を受ける。非ドイツ人である我々の手にも負える研究課題の一つがここにあるように思われるのである。

註

- (1) 同法へのザクセンシュピーゲル・ラント法の影響と並んで、フラマン (flämisch) 法がこれに影響を与えていたことも知られている。この地域の法へのドイツ法以外の影響も将来的には検討しなければならない課題の一つである。シュレーゲン・ラント法については、とりあえず F. Ebel, Schlesisches Landrecht, in Lexikon des Mittelalters, 7. Teil, 1995, Sp. 1484.